

令和8年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和8年3月4日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	坂下 裕久	2番	堀田 靖則
3番	翠 昭博	4番	高橋 知子
5番	瀬川 照司	6番	飯尾 龍也
7番	片岡 孝一	8番	高橋 時男
9番	澤村 均	10番	高橋 勇樹
11番	今枝 和子	12番	高田 浩視
13番	河村 志信	14番	鏝本 規之
15番	臼井 悦子	16番	大西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	谷口 博文
教育長	川治 秀輝	総務部長	村澤 勲
企画部長	林 玲一	市民部長	加納 正康
健康福祉部長	林 晃弘	産業経済部長	瀬川 清泰
都市建設部長	高橋 君治	水道環境部長	青木 竜治
教育委員会 事務局長	高木 孝人	会計管理者	磯部 千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守康	議会書記	大西 貞充
議会書記	廣瀬 知倫	議会書記	内木 雅浩

開議の宣告

○議長（今枝和子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので御報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（今枝和子君）

日程第1、一般質問を行います。

2番 堀田靖則議員の発言を許します。

堀田議員。

○2番（堀田靖則君）

一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、BMXなどアーバンスポーツを核としたまちづくりについて質問させていただきます。

早いもので、もう3月になりました。先月はミラノ・コルティナオリンピックで日本選手の活躍もあり、大変盛り上がりました。今はその盛り上がりも終わり、何となく寂しい感じがしています。しかし、WBCがもうすぐ始まるとか、6月にはサッカーの世界カップが始まるとか、そういったことで自分の気持ちを前向きにしております。

ミラノ・コルティナオリンピックでは、テレビ越しではありますが、感動させられるシーンがたくさんありました。例えば、村瀬心椛選手のスキーボードのビッグエアとか、堀島行真選手のデュアルモーグルで後ろ向きにゴールしたシーンとか、りくりゅうのフリースケーティングでは逆転劇とか、それとか高梨沙羅選手も出た複合団体ジャンプでは4年越しのメダルが取れたこととか、ほかにもたくさん感動するシーンはありました。また、海外の選手では、ハイチの選手がクロスカンントリーで一番最後にゴールしましたが、観客からの物すごい声援があったシーンは印象的なシーンでした。

テレビ越しでもあれだけの感動が伝わってきましたけれども、現地で観戦した人は何倍もの感動を味わったことだと思います。

ここで私ごとの1回目になりますが、私は二十何年前ですかね、長野オリンピックの男子団体ジャンプを白馬村八方で家族で見っていました。雪が降る悪いコンディションの中、原田選手が大ジャンプを跳んだときとか、船木選手の最後のジャンプでは会場全体が物すごく盛り上がったことを覚

えております。テレビでは何度となくあのドラマを放送し、それを見るたびに感動させられますが、現地でのあの感動は今でも記憶に色濃く残っております。観戦するにしても悪コンディションでしたが、現地での体験は人に自慢できるくらいのいいものでした。

ちょっとここで話は少し変わるんですけども、おめでたい話をしたいと思います。ちょっと聞いてください。本人に代わって紹介したいと思います。

議席番号3番の翠議員が、先週2月26日に土木学会でインフラメンテナンスエキスパート賞を受賞されました。この賞は、インフラメンテナンスに関する極めて優れた技術または技能を有し、実務において顕著に活躍している個人に贈られる賞で、大変栄えある賞と言えます。

以下ネット情報ですが、受賞理由は、岐阜大学の社会基盤メンテナンスエキスパート、略してMEといたしますけれども、その養成講座等を通じ、教育者として土木構造物のメンテナンスの技術者育成に寄与した。また、MEですからメンテナンスエキスパートの会の事務局長として、技術者同士の交流や情報共有の促進等を通じ、技術の普及と啓発の推進にリーダーシップを発揮するとともに、地域住民向けの出前講座の実施を通じた社会全体の意識向上に寄与したと書いてあります。この議会の後にも、できたらお祝いの言葉を差し上げてください。

また、土木関係の仕事に起用してあげてくださいということで、また話は戻りまして、ミラノ・コルティナオリンピックの話の続きになりますけれども、このオリンピックを通じて感じたことですが、雪なし地域出身の人が多く活躍していたこと、地元岐阜からも多くの選手が出場し、活躍していたことが印象に残っております。

地元岐阜県の選手たちを見ると、岐阜市出身の村瀬心柊選手、池田町出身の堀島行真選手、大野の松浦選手、山県の桐山菜々穂選手、高山の新井真季子選手と、本巣市の高校に通学した選手たち、本巣市を取り巻く地域出身の選手がいましたけれども、本巣市出身の選手はいなくて、個人的には少しだけ残念でした。

別の観点から見ると、オリンピック種目も回を重ねるごとに変化があり、どちらかと言えばアーバンスポーツ、アーバンスポーツとは都市型のスポーツですけれども、そういう形が増えてきているということを感じました。また、Xゲーム化しているとも感じました。

雪の上での競技であります。アーバンスポーツは雪の降らない場所でも練習環境を整えればらしい選手たちが育つことにつながります。今回のオリンピックでもこのような結果を見たような気がします。もちろん指導者の問題とか費用の問題とか、いろいろと問題が尽きませんけれども、最初の課題は突破できると感じました。

スノーボードの練習では、雪なし県である埼玉県とか愛知県ではオールシーズンで練習できる環境があり、海外の選手も日本に練習に来るようになっているようです。そういったことで、本巣市の優秀なスポーツ選手について見ますと、卓球、テニス、バレーボール、テコンドーなど優秀な選手が活躍していると広報などで発表されております。最近では全中のスキーマルペン種目に出た根尾出身の選手もいます。

さらにいうと、市役所の垂れ幕にはありませんけれども、BMXのワールドカップで総合優勝し

た選手がいます。個人の名前が出さないよう言われましたけれども、多分後から出てきますので、小沢兄弟ですね。

BMXとは、バイシクルモトクロスの自転車競技のことです。ワールドカップで総合優勝をするということは大変な偉業で、例えば数年前にスキージャンプのワールドカップで総合優勝した小林陵侑選手に匹敵するような偉業と言えます。そして、BMX選手はこの夏に愛知県で行われるアジア大会に出る予定であり、3年後のロス五輪でも有力視されており、メダル候補であることは間違いありません。このような選手は本巢市としても宝物であり、さらに輝くことができるように支えていく必要があると思っております。

そのどのように支えていくかでありますけれども、現在は根尾の体育館で練習していますが、本巢市で大会を開催できるような環境をぜひつくるべきだと思います。活躍する姿を地元で見学できるということは、市民にとってもインパクトが非常に大きいと思います。市としても何かしないと、大きな汚点がつくかもしれません。

単純に競技場を造るだけではなく、BMXのようなアーバンスポーツを核としたまちづくりを提案したいと思います。数人の選手を利用してまちづくりをすることは筋違いだという人がいるかもしれませんが、私たちはその選手たちを利用させていただくことで互いに素晴らしいことにつながると確信しています。

本巢市にも大垣市にも指導者、指導者候補はいます。非常に恵まれた環境にあると言えます。BMXの聖地は本巢市というようなまちづくりに取り組みませんか。スポーツを通じて交流人口が増えるということは非常にいいことです。

BMXの選手たちの多くは自転車があるので、車で移動するようです。東海道自動車道インターチェンジができて条件が整いました。セントレア空港からは約1時間半、海外からのアクセスも整っています。ホテルも1年後には完成するので、着々と周りの環境は整います。例えば、スポーツで聖地化している場所はどこかということを考えてみますと、野球であれば甲子園、ホッケーの聖地は各務原市、スキーのジャンプの聖地は北海道の下川町、ラグビーの聖地は菅平であったり花園ラグビー場であったりすると思います。

1月21日に茨城県境町へ新人議員3人で視察に行っていました。東京オリンピックで使用したBMXの設備をそのまま移設して、雨天でも練習したり大会が開催できるようにテントハウスの中にあり、素晴らしい環境が整っていました。そこにはBMX以外にローラーブレード、スケートボードが同じようにできます。工費は約10億円ということでしたが、国からの補助金とふるさと納税で対応し、一般財源には手をつけていないということでした。会場で練習している子どもと話をしたら、この前の年末年始は根尾に練習しに来ていたということで、根尾と境町はBMXでつながっているということを感じた瞬間でした。

本巢市の場合、何かをやろうとすると財源の問題にぶつかります。先ほどの境町は本巢市より小さな町ですが、ふるさと納税もその他の収入源も桁外れに多くて、やりたいことの多くを実現できている素晴らしい町政運営をしていました。こういったもうける行政については私以降の議員が質

問するので、私からのこれ以上の言及は避けます。

そこで、前置きが非常に長くなりましたけれども、最初の質問です。教育委員会事務局長にお尋ねします。

近い将来にBMXの世界大会を開催できるような施設を整備する意向はありますでしょうか。また、どのような条件、環境を整えば施設整備を進めることができるでしょうか。よろしく願います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

BMXを核としたまちづくりについてお答えいたします。

現在、BMX競技でオリンピック出場を目指している市内在住の兄弟が、世界大会などで好成績を収めていることは十分認識しており、大変誇らしく感じております。本市としましても、今後ますます活躍されることを心より願っているところでございます。

また、競技は異なりますが、市内出身でマルチボールやテコンドーなどの各競技において日本代表に選ばれた選手やオリンピックに出場した選手も活躍しており、その成果を本市にとっても大変大きな誇りとして受け止めております。

一方で、市内の既存施設は特定競技に特化したものではなく、様々な方が利用できるよう整備されており、BMXを含む多様なスポーツ活動もこれらの施設で行っていく形となっております。本市としましては、旧根尾小学校体育館を市内外のBMX選手の練習拠点として継続的に提供するとともに、河川敷での練習時にはトイレ等の関連施設も利用できるよう、選手が安心して活動できる環境づくりに取り組んでおります。こうした取組を通じて、本市として可能な限り最大限の協力を行っているところでございます。そのため、現時点ではBMXに特化した専用施設の新設や整備については計画しておりません。ただし、民間からBMX専用施設の整備、運営に関する具体的な提案があれば、運営を民間に委ねる形で市としましても協力し、必要な支援を提供してまいりたいと考えております。

既存施設や今後整備される施設を活用し、民間の方々が運営する形で進めることが最も現実的であると考えており、今後も市内施設の利活用に積極的な意欲を示す民間の提案には相談に応じてまいります。

[2番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

今の回答ありがとうございました。

結局今の話を聞いておりますと、民間から施設整備、運営に具体的な要請があれば民間に委ねる

ことができるというような回答だったと思います。ということで、結局市としては、今の段階では一步踏み出しにくいというようなことと理解しました。

想定内の回答でした。今後設備資金を集める計画を進めて、また相談に出向きますので、そのときはよろしく願いいたします。

次に移ります。

うすずみ温泉とBMXを兼ね備えたまちづくりについての質問です。

根尾のうすずみ温泉は、コロナの影響による来客の大幅減少を期に稼働停止したままの状態になっております。現地確認をさせていただきましたけれども、ボイラーなどの設備の老朽化が顕著に見られました。過去の利用客数が多かった年で11から12万人であり、そのときの状態でも採算はマイナスであったと聞いております。一方、真正地区にあるぬくい温泉は岩盤浴として営業しており、20万人以上の集客があり、採算性は確保できているようであります。

日本各地の温泉を調べてみると、採算性が悪く停止している施設が幾つかあります。近場では池田町でも昨年同じような問題がありました。

うすずみ温泉を地元住民を中心にサービス提供するというのは経営的には全く無理な話です。近隣地域からいかにして多くの人を呼び込むための施策をするかということが重要です。また、海外からの顧客も呼び込めるように、日本らしい、本巢らしい、根尾らしい魅力をつくることも重要と考えます。

行政が運営するにしても民間に委託するにしても、原状復帰だけでは採算性の向上は期待できません。差別化、特徴ある温泉、とがったまちづくりなどが必要であり、SNSなどを通じて情報発信することも重要です。

また、温泉だけの採算は非常に厳しく、温泉に何かを付け加えたまちづくりをすることが最近の一般的な考え方のようです。それは何かということですが、本巢市でとんがった価値のあるものはBMXではないかと考えております。BMX練習場または競技場を兼ね備えた温泉施設は、日本にも世界的にもとんがった施設、類を見ない施設であり、考え方でもあるので、人気が出る可能性は高いと思っております。どのような施設を付加すると人気が出るかなど、十分調査研究する必要があります。根尾川の清流、BMXの体験と温泉施設、ホテルを総合的に利用できる施設をイメージしております。

先ほども申しましたように、茨城県境町ではアーバンスポーツを核としたまちづくりを進めてきました。BMX以外には、人工波によるサーフィン場、スノーボード、ビッグエアの練習場、ホッケー場、サッカーグラウンドなどありました。活気あるまちづくりであり、今後ますます発展する町を垣間見る機会に出会えて、非常に勉強になり興奮しました。全て一般財源は使っていませんでした。

そこで、2番目の質問ですが、経済産業部長にお尋ねします。

うすずみ温泉をBMX初心者パークを兼ね備えた温泉というまちおこしをするために調査費を予算計上してはどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

現在NEO桜交流ランドにおけるうすずみ温泉は、令和5年度から営業休止の状態となっておりますが、本市としましては、根尾地域の観光交流施設としての再開を目指し、サウンディング調査を進めているところです。これまでに民間事業者から施設活用に関する意見をいただきましたが、厳しい社会情勢や急激な変化を背景に再開には至っていません。このような現状を踏まえ、温泉以外の利用なども含め検討しているところです。

さて、議員御提案のBMXは、若者を中心に人気があり、近年ではオリンピック種目にも採用されるなど、都市型スポーツとして地域活性化に取り組む自治体が増えています。茨城県境町では、BMXフリースタイルパークを整備し、地域おこし協力隊のBMX担当による指導や町ぐるみでホストタウンになるなど、国際大会の誘致活動を通じてBMXを活用した地域振興による経済波及効果を狙っています。

本市には現在、市内在住のBMX選手である兄弟がいます。彼らは国内外の大会で優秀な成績を収めており、市の名声を高めるとともに、日本にとっても優秀な選手として世界での活躍が期待されています。

うすずみ温泉にBMX初心者用パークを併設し、温泉とスポーツを組み合わせたまちおこしは、地域の交流人口の拡大及び滞在時間の増加につながるものと考えますが、温泉再開には施設の修繕費用や再開後のランニングコストなど大きな課題があります。そのため、BMX初心者用パーク導入については、利用者のニーズ把握や施設建設、維持管理なども含めて慎重な検討が必要と考えています。

今後も地域資源を有効活用し、温泉とBMXを融合させた交流拠点など、異なる視点から民間活力を利用したうすずみ温泉の再開に向けて取り組んでいきたいと考えます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございました。

今の回答ですけれども、調査に対しても前向きな回答はなくて、機が熟していないから最初の一步が踏み出せないということだと思います。

今言われていたのは、民間活力を利用して稼働を検討したいということで、行政としては極力リスクを排除する形を望んでいるということだと思います。想定内の回答でした。しかし、これでは街が活性化しないので、検討が進むような環境づくりを共に進めていきましょう。

では、次の質問に移ります。

東海環状自動車道の好機を捉えてということで、東海環状自動車道は通称MAGロードと言われております。来期予算にも計上されていますように、私個人的にはなりますけれども、少年サッカー、マグカップが思い出されます。私ごとではありますけれども、その当時、私は本巣サッカークラブの代表者をやっております、後ろにおります翠さんが真正サッカークラブ少年団の面倒を見ていました。本巣町から本巣市になってマグカップの予選に出る資格ができて、予選を勝ち抜いて、この地域の代表として初めて大会に臨んだことがありました。大会を前にして、チームの紹介欄に濃尾平野の最北端の弱小チームであり、大きな大会に行くと選手たちは萎縮して声が出ないとか誇張して文を書いたら、元日本代表のゴールキーパーであった田口光久さん、浦和レッズの前身の三菱重工の方が指導に来てくださいました。今は亡くなっています。練習から大会当日まで2週間ぐらい指導していただき、選手たちの変身ぶりを中京テレビで1時間番組で特集されたこともありました。

そういったことで、また本題に戻りますが、東海環状自動車道の開通は百年に一度の飛躍するチャンスであると市長さんが何度か重ね重ね言われております。本巣市が企業誘致、観光で飛躍する、このチャンスを逸することがあってはならないとは思っています。

それで、また私ごとの話になるんですけども、私、数年前まで長崎県のガス分離装置の会社の社長をやっていました。長崎大学発のベンチャー企業で途中から経営を引き継ぎ、地元の銀行の紹介で土地を購入し、工場と事務所を造りました。

ガス分離装置というのは、例えば空気中の酸素と窒素を分離する装置で、これは簡単なんですけれども、我々は特に水素とかヘリウムとか燃焼ガス中のCO₂の分離濃縮を開発して回収するとか、特殊なガスの分離濃縮装置を得意としていました。

私は長崎の会社以外のことも主に担当していたので、平時は名古屋の会社に机がありました。そういう中、長崎県の企業誘致担当者が何度か名古屋に来て、事業拡大とか他社の紹介をしてくださいました。そういったこと、いろいろな話をする機会がありました。そういうことで、企業誘致に対して非常に熱心だなあと感じていました。そのような企業誘致活動の影響かどうかは知りませんが、九州には半導体関連の企業が多くあります。長崎には三菱重工以外にソニーセミコンダクタとかSUMCOとか、半導体関係の大きな工場があります。それに伴いまして関連企業、下請企業が多くあります。

私たちの工場のすぐ隣にはシリコンウエハーのインゴットを作る非常に大きな工場があります。大きな増設もしていました。その外観上の規模感でいいますと、大野神戸インター近くにあるPCBの会社の数倍規模で非常に大きかったです。そこにも誘致担当者の紹介で訪問したことはあります。まだ仕事にはつながっていませんけれども、近い将来、水素発生装置の受注を目指していきました。

長崎へは新幹線は、まだ佐賀県が途切れた状態ですが、今後ますます便利になり、産業、観光が伸びると思います。そういう環境下において、要は長崎県は企業誘致に関して非常に前向きに取り

組んでいるということであります。

そういったことで質問です。経済産業部長にお尋ねします。

企業に出向いて企業誘致活動をするという計画はいかがでしょうか。お願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

企業誘致は、地域経済の活性化、雇用機会の創出及び持続可能な地域社会の形成に資する極めて重要な施策であり、本市の将来の発展基盤を確立する上で欠かせない取組であると認識しています。

まず岐阜県では、県内の企業立地を促進するため、あっせん可能な工場用地の紹介に加え、税制上の優遇措置や各種補助制度の活用支援など、総合的かつ積極的な企業誘致施策を推進しています。

県内への進出を検討している企業からの問合せに対しては、企業の立地条件などの情報を企業誘致を行う市町へ提供し、条件に合致する場合は企業との橋渡しを行っています。さらに、県から本市への直接企業の進出意向が示された場合には、企業の要望や進出条件を十分に把握した上で、市内の産業誘導地区のうち条件に合う区域を適切に紹介するなど、企業ニーズに応じた対応に努めています。

また、本巣インターチェンジ付近の周辺の産業誘導地区では、高速道路の開通効果を背景に、民間不動産事業者や建設事業者のディベロッパーなどによる開発活動が進展し、企業からの問合せや立地相談も増加しています。企業からの企業誘致に係る問合せ状況は、令和5年に9件、令和6年に18件、令和8年2月下旬で20件となっており、このうち7件の企業進出が行われる予定です。

民間事業者の情報によると、もとまるパーク周辺の産業誘導地区も徐々に生まれつつあるとのこと。今後も県及び民間事業者との一層の連携を図りつつ、新たな企業用地の確保や受入れ環境の整備に取り組み、本巣市産業基盤の強化と地域経済の持続発展に向けて誘致活動を着実に進めていきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございました。

昨年12月に質問したときは、38件の問合せがあり、7件が進んでいるということをお聞きしました。今の回答では47件ということなので、昨年12月と比べますと9件の問合せがあるということでした。どちらかと言えばおなかいっぱい状態であると推察いたします。

7件の工事が進んでいるということですが、これがさらに増えるように対応していただければうれしく思います。成果として、雇用が増えて、若者が増えて、平均年齢が少しでも下がる必

要があります。はっきりした成果が出るように引き続きよろしく願いいたします。

次は、観光事業促進の質問であります。

先ほども申しましたように、観光も今が飛躍するチャンスと言える時期です。来期予算を見ますと、さくら館の改修とか根尾谷断層の展示館の改修とかスタンプラリーなどが計画されております。それぞれの施策は妥当なものであり、反対するものでは全くありませんけれども、本格的な観光誘致を行うにはまだ研究不足だと思います。

福井県の恐竜博物館は今ではすごい人気となっております。ここも最初の頃は人気がなく、ぱっとしなかったようですが、今のように世界の恐竜を展示するようになってからすごい人気が出たと聞いております。ぜひその過程を勉強したく思っております。

先ほども少しお話ししましたが、人気が出るには物事を極めるとか聖地化するとかということが非常に大事だと思っております。ぜひ外部からの情報も入れて、もっともっと極めてほしいと思います。

また私ごとの話になって恐縮ではありますが、中国のウイグル地区に何回か行ったことがあります。ウイグルといいますと、人権、迫害とかということで、海外からの目も厳しくなっているところなんです。そこに行きますと、当局からの目も我々に対して非常に厳しくて、空港に着いてから帰りの高速鉄道に乗るまで、ずっと公安に尾行されたこともありました。

そういう意味で日本人にとっては少し怖いところではありますが、最近のぎくしゃくした政治状況では、中国人が同行しても行くにはちょっと勇気が要るような場所です。そういったところに何度か行ったんですけれども、たまたま石の博物館に行ったことがあります。砂漠の中にあるオアシスのまちだったんですけれども、玉とかめのうとか、すごいきれいな石がたくさんたくさんあって、その展示内容を見てすごく感激した覚えがあります。気に入ったので、その次に行ったときも仕事の合間にそこに行きました。ここまで極めると観光客が来るんだなあと、その当時かすかにそう思った記憶があります。

根尾には菊花石のようなすばらしい石があります。今はどちらかと言えば石のブームはちょっと下火ですが、展示方法を極めれば、さくら館はもっともっとすばらしいものになるんだと私は思っています。

何を言いたいかというと、観光客を呼び込むには、相手方に感動を与えるとか、極めるとか、聖地化するなど、ほかに類を見ないような施設にする必要があると思っております。私の経験上では仕事でも同じで、他社との差別化が極めて大事です。いい商品だけではトップにはなれません。相手方に感動を与える必要があり、感動を与えるということをいつもいつも意識していないと、そういったことにつながりません。

本巢市には観光地にする資源はたくさんあると思います。外を見て、外部から情報を仕入れて極めていけば、観光地化は夢ではありません。2月22日の岐阜新聞の1面では、岐阜県としてもアウトドア観光に力を入れていくので補助金を出すと出ていました。

それで質問ですけれども、観光事業を飛躍させるために今後どのような施策を行う計画があるか

をお尋ねいたします。希望的観測だけでも構いません。夢をお聞かせください。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

東海環状自動車道の開通により、関西方面から本州へのアクセスが格段に向上し、交流人口が増加しています。これに伴い、地域経済の活性化及び観光振興の大きな追い風となることが期待されています。

現在の取組としましては、西美濃広域観光推進協議会に加盟する3市9町と連携し、ぎふ西美濃観光物産in大阪にて、淡墨桜や根尾谷断層などの観光PRや特産品の販売を行っているほか、万博期間中には大阪のJR新大阪駅などの主要駅でのデジタルサイネージの活用による観光情報の発信も行いました。

さらに、西美濃・北伊勢観光サミットでは、愛知県の金山総合駅や三重県のジャズドリーム長島で観光宣伝キャラバンを実施し、姉妹都市協定を結ぶ福井県越前市や災害相互協定を結ぶ静岡県牧之原市のイベントにおいても、観光PRや特産品の販売を行いました。

加えて、西美濃夢源回廊協議会では、西美濃周遊体験ツアーの開催や、岐阜新聞、NHK、福井新聞社など各種マスメディアへの訪問を通じて桜や紅葉などの魅力を発信し、広域圏からの誘客促進に努めました。令和8年度も引き続き西美濃広域観光推進協議会等と連携した広域観光を促進し、点と点を線で結ぶ観光施策を図ります。

さらに、東海環状自動車道の利便性やモレラ岐阜の集客力を生かした観光促進として、本巣パーキングエリアやモレラ岐阜のデジタルサイネージで来年度作成予定の観光プロモーション動画やイベント情報を放映します。また、デジタルスタンプラリーの導入により市内での消費活性化も図ります。加えて、NEXCO中日本、大野町、神戸町と連携してドライブパンフレットを共同作成し、沿線の観光資源を一体的に紹介する計画をしています。

今後も引き続き東海環状自動車道やモレラ岐阜を活用した市内での消費拡大に取り組み、本市及び東海環状自動車道沿線地域を単なる通過点ではなく目的地として選べる地域にし、持続可能な広域観光振興と地域発展を図っていきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございました。

今の御回答ですけれども、行政としてはいろいろ活動しているということは理解できました。

問題は、今言われたような活動を通じて成果が出ているのかどうか、集客ができていのかどう

か、経済効果はあるのか、またインバウンドはあるのかだと思います。検証しながら引き続き観光業を牽引してほしいと思います。

はた目から見ていると、行政側と観光協会がうまく連動しているとは思いません。来期も観光協会には1,500万円ほどの予算計上があります。行政側から観光協会に資金を出して活動はお任せしているように見えます。うまく連動して観光業を盛り上げてほしいと思います。

また、NHKの朝ドラの影響で淡墨桜かいはい人気が出ると思いますが、その人気を継続できるように何か施策を打ってほしいと思います。

最後になりますけれども、私は本巢市愛が世界一ではありません。世界一の人は後ろにいます。本巢市の中で100番以上だと思っています。いろいろな活動を通じて100番以内を目指していきたいと思っています。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

続いて、3番 翠昭博議員の発言を許します。

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

改めて、おはようございます。

先ほど堀田議員から報告をいただきましたけれども、私がこれまでやってきたことが土木学会で人として評価していただいたことは身に余る光栄であります。本当にこの賞に恥じず、全国にメンテナンスの観点をこれからも発出していきたいと思っております。

さて、本日の一般質問の項目は7項目であります。順次質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

質問事項の1番です。

本巢インター等周辺道路の企業誘致に伴う道路整備と将来交通について。

新たに企業誘致をするために、道路整備とコンパクトシティの道路整備はまちづくりのベースと考えるためでございます。

その1番、大規模店舗周辺の交通渋滞が将来コンパクトシティ化した際により顕在化すると考えますが、市長の考えはと題して質問させていただきます。

昨年12月議会において、市長から、今後のまちづくりにつきましては、都市計画マスタープランと立地適正化計画の2つの計画を連携させ、単にセントラルゾーンに機能を集約するだけではなく、既存の生活拠点を生かした多極ネットワーク型の都市構造、いわゆるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を目指すこととし、土地利用の効率化と暮らしやすさの向上を両立したまちづくりを推進していくという発言がありました。

一方、現状は、大規模店舗等の周辺道路、三橋南交差点から三橋北交差点間は片側1車線であり、高速道路の本巢インターを受ける道路も同様であります。現状でも渋滞している状態では、将来のまちづくり、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を目指す中で、将来交通量を見据え

た道路整備のビジョンについて、市長の考え方をお聞きします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、コンパクトシティの推進により、居住、商業、産業、行政などの都市機能が一定のエリアに集約されることで、通勤・通学や買物等に伴う交通需要が特定の幹線道路、また交差点に集中し、結果として交通容量を超過し、渋滞が顕在化する懸念がございます。したがって、コンパクトシティ化の推進に当たっては、道路整備や公共交通への転換を含む総合的な交通マネジメントを並行して講じることが不可欠であるというふうに認識をいたしております。

とりわけ本巢インターチェンジ周辺は、広域交通の結節点であると同時に大規模商業施設が立地する区域であり、市内外からの交通が集積する重要なエリアでもございます。現在でも土・日等休日は商業施設への出入りで道路の渋滞が発生をいたしております。このため、県としては、交通需要予測に基づいて、国道157号の三橋北交差点の改良をはじめ、長良糸貫線、市道糸貫0007号線、また市道0008号線、また西部連絡道路など、周辺道路網の整備を計画的に現在進めているところでもございます。

今後、長良糸貫線の三橋北交差点までの整備完了や、市役所、もとまるパーク周辺のセントラルゾーンにおけるにぎわい創出、さらには企業誘致の進展により交通需要の一層の増加が見込まれる場合には、より効果的な渋滞緩和策についても検討する必要があるというふうに考えております。

セントラルゾーンと本巢インターチェンジ及び大規模商業施設エリアの間に位置いたします樽見鉄道、将来的な公共交通の充実に向けた重要な交通資源でもございますが、東西移動が踏切に依存しているという構造的課題も有しております。

セントラルゾーンの発展や国道157号沿線の需要増加を見据えますと、交通の適切な分散を図る視点が不可欠でございます。

その方策の一つとして、私どもは本巢パーキングエリアへのスマートインターチェンジの設置というのは、本巢インターチェンジへの入口である三橋北交差点への交通集中を抑制し、交通の流れの分散と利便性向上の両面から有効な選択肢になり得るものというふうに認識をいたしております。今後こうした分散できるような施策を進めていきたいなと思っております。

また、企業誘致の推進とコンパクトシティの展開は、地域経済の活性化と市民生活の利便性向上と両立させるための重要な施策でもございます。今後も将来交通需要を的確に見極めつつ、道路ネットワーク全体の検証を行いながら計画的かつ段階的な整備を進め、安心して快適に移動できる環境の構築に努めてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

市長ありがとうございました。

今の答弁にもありました本巢パーキングエリアへのスマートインターチェンジの設置は、交通量の分散と利便性向上の両面から有効な選択肢になり得るとありました。私も同感です。高速道路をうまく利用したまちづくり、まさにその基本は道路整備であります。それに、これまでも多くの関係者に陳情、要望などのために行動していただきましたが、今後も多くの関係者にスピード感を持って対応していただくことになると思いますので、市長の強いリーダーシップを期待します。よろしく申し上げます。

次の質問に入ります。

新しい場所への企業誘致に向けた道路整備と都市計画マスタープランの現状はと題して質問させていただきます。

新しい場所への企業誘致に向けては、早急に現在途中で止まっている県道長良糸貫線の整備や市道糸貫2005線などの業務委託、併せて周辺道路を計画的に進めておられるところではありますが、その整備を確実に進めるためには、首長をトップとした国・県への働きかけなど、併せて市の実行予算の確保などが必要であります。

一方、都市計画マスタープランの策定は令和9年度に予定されている、来年度は立地適正化計画の区画設置など素案の作成をされる予定になっており、産業誘致地区の見直しなどでは、農地1級、2級の網が重なるなど、これまでも課題としてありました。特に、新しい企業誘致地区を整備しようとする、農地の用途変更には国レベルの協議と多くの地権者の理解と時間がかかるため、産業経済部長との密接な連携は欠かせません。

そこで都市建設部長にお尋ねします。

新しい場所への企業誘致に向けた道路整備と都市計画マスタープランの現状をお聞きます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

都市計画マスタープランの見直しにつきましては本年度より着手し、令和9年度末の改定に向けて3か年の計画で作業を進めております。今年度は初年度に当たり、前回改定以降の定量的、定性的な変化を的確に把握するため、防災地域指定、道路整備の進捗状況、農地転用の動向など最新データの収集・分析を行うとともに、県及び市の上位計画や関連計画との整合性の整理も進めております。

また、市民の意向を把握する第1段階として、昨年11月に開催したもとフェスにおいて市民ワークショップを出展し、来場者を対象とした市民アンケートを実施しました。さらに、市職員を対象

とした意識調査や部署横断的な職員意見交換会を実施し、課題の抽出や共有を行いました。

令和8年度以降は、より幅広い市民や関係事業者の皆様から多角的な御意見を伺うため、本格的な市民アンケートの実施や、次代を担う世代である中学生を対象とした意向調査の計画も進めております。これらにより、市民の声を丁寧に反映した実効性の高いマスタープランの策定を目指してまいります。

改定する次期マスタープランでは、持続可能で活力あるまちづくりを目指し、産業経済部と密接に連携し、産業構造や社会情勢の変化に対応して雇用創出や企業誘致を強化するとともに、産業誘導地区の拡大を含む土地利用方針の見直しにより、新たな産業用地の確保と既存産業の高度化・集積を支援して産業基盤の強化を図りたいと考えております。

道路整備につきましては、令和6年3月に策定した第3次本巢市道路網整備計画に基づき進めてまいります。都市計画マスタープランの見直しに先立ち既に時点修正を行い、拡大する産業誘導地区へのアクセス強化や幹線道路ネットワークの機能向上に着手します。今後とも企業のニーズを機動的に把握し、重点的に推進してまいります。

御指摘の長良糸貫線につきましても、一日も早く完成できるよう、岐阜土木事務所との連携を強化しているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

丁寧な回答ありがとうございました。

答弁の中に、次期マスタープランでは産業誘導地区の拡大を含め、土地利用方針の見直しにより新たな産業用地の確保とありました。東海環状自動車道が開通しているこのタイミングでは、スピード感を持って仕事を進めていく必要があると考えますので、引き続きよろしく申し上げます。

次の大きな2番に移ります。

生活道路を含む通学路の安全対策についてでございます。

質問理由として、生活道路等30キロに速度制限がされているため、通学路、特に学校周辺で規制速度を落とす必要があると考えたためでございます。

1番として、ハンプ設置など通学路周辺の速度抑制対策に向けた検討はされているのかでございます。

12月議会で私は、本巢市内通学路の安全対策として、市道本巢1046号線の市道においてゾーン30プラスの提案をさせていただきました。市のホームページでは、令和7年12月5日付通学路交通安全プログラムを確認すると、その箇所ではゾーン30で対策済みとなっております。その後、その箇所での対策、効果などの確認は学校関係者などに聞かれましたかどうか。また今年開催されると聞いています通学路安全協議会において、速度抑制効果など期待されるゾーン30プラスなど他市町の実施事例も参考にして、多くの関係者と積極的に協議をしていただくことを望みます。

そこで特に学校周辺の通学路では、多くの児童の命を確実に守ることは私たち大人の責務と考えます。そこで、生活道路を含む通学路の安全対策について、ハンプ設置など通学路周辺の速度抑制対策に向けた検討はされているのか、教育委員会事務局長の考えをお聞きします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

ハンプ設置など通学路周辺の速度抑制対策に向けた検討についてお答えいたします。

本市では、自治会長の皆様や保護者、学校と連携し、毎年通学路点検を実施しております。点検で上げられた危険箇所や改善要望については、教育委員会が現地確認を行い、その後、建設課や総務課と共に通学路安全会議で具体的な対策を協議しております。

本年度の通学路改善要望は83件でした。内訳は、信号や横断歩道設置、看板設置など総務課が担当するものが27件、カラー舗装やガードパイプなど建設課が担当する道路整備に関するものが50件、通学路変更や安全指導に関するものが学校教育課の担当で6件ございました。なお、ハンプ設置に関する要望はありませんでした。

市内の通学路には現在ハンプは設置されておらず、これまでの速度抑制対策としては、ゾーン30の指定、学童・通学路標識の設置、カラー舗装、注意喚起看板の設置など、段階的かつ総合的に行っております。また、段差を設けるハンプの代わりに、路面の色や模様によって視覚的に速度抑制を促すイメージハンプを一部の区間で導入しており、一定の効果を上げています。

ハンプの設置には速度抑制の効果が期待されますが、設置に当たっては現場の状況を十分踏まえる必要があると認識しております。

通学路には、児童・生徒の安全確保が最優先であると同時に、地域住民の生活道路でもあります。そのため、関係機関と連携しつつ、現場や地域の状況を踏まえた上で、ハンプを含む多様な安全対策の可能性について慎重に検討を進めてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

答弁では、ハンプを設置する要望はこれまではありませんでしたとありましたが、学校側が主体的にその必要性を勉強して、児童の命を守る通学路安全協議会で副市長の強いリーダーシップを発揮していただくことをお願いして、次の説明に入ります。

3番目、市施設の有効利用について。

1番、教育施設で使用されていない施設の有効活用の計画は、と題して質問させていただきます。旧教育施設では、その施設を壊さずに、なぜそのままになっているのかとよく市民の方に聞かれ

ます。この間、市当局にもお聞きしましたが、結論は壊すお金以外にもお金がかかるという回答でした。

そこで、先月議員有志で東京に出向き、公立学校施設整備等補助金等に関わる財産処分についての資料を使って、スポーツ庁の担当者から、承認手続は適正化法第22条の規定に基づき、地方公共団体が財産処分を行う場合には、財産処分申請書を文部科学大臣に提出し、承認を得る必要があります。その承認とみなす事項は、地方公共団体が国庫補助金事業完了後10年以上の経過した建物及び建物以外の工作物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備について行う無償による財産処分があります。この項目では、これまで述べた財産処分について、納付金の国庫へ納付を要さないものとされております。

そこで、教育委員会事務局長にお聞きします。

現在使用していない教育施設の有効利用をする計画を教えてください。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

現在、学校施設や幼児園施設として使用されていない施設は、旧真桑幼児園、旧弾正幼児園、旧根尾小学校の3施設となっております。

旧弾正幼稚園の一部は既に子育て支援センターとして活用しており、地域の育児支援の拠点として役立っております。また、旧根尾小学校の体育館は、地域の地元の企業がBMXの練習場として活用しており、地域スポーツの振興や地域活性化に貢献しております。一方、旧真桑幼児園は施設の老朽化が著しく、来年度に取壊しに向けた設計を行う予定です。土地利用につきましては、今後の地域のニーズを踏まえ、適切な方針を検討してまいります。

また、社会体育施設の糸貫川プールについては、老朽化により現在運用を停止しております。利用再開や取壊しの時期については、現時点ではめどが立っておりませんが、施設全体の再整備や利活用については、市民の多様なニーズを把握しつつ、市内全体の社会体育施設の在り方も考慮しながら総合的に検討していく必要があります。

これらの施設については、地域のニーズや今後の活用可能性を踏まえ、関係機関と連携して進めてまいります。その際、必要に応じて民間事業者による活用の可能性についても検討し、地域の活性化やサービス向上に資する形の活用を視野に入れてまいります。また、地域住民や関係機関との協議を行い、市民にとって有益な形の施設活用を目指してまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

答弁の中に、特に社会体育施設については、施設全体の再整備や利活用について、市民の多様なニーズを把握しつつ、市内全体の社会体育施設の在り方も考慮しながら検討していく必要があるとの答弁がありました。ぜひ検討というのは必ずしていただき、前に進んでいただければと思います。次の質問に行きます。

2番目として、旧根尾デイサービスセンター及び旧根尾生活支援ハウスの施設活用の考え方はと題して質問させていただきます。

根尾デイサービスセンターは平成5年1月1日に産声を上げ、34年間営業され、根尾生活支援ハウスは平成15年4月1日に新設され、23年間営業されてきましたが、コロナ以降、令和5年度に営業は停止され、現在に至っております。

そこで、施設管理者の窓口である健康福祉部の担当者に聞いてみたところ、財源として補助金が活用されており、現時点で合わせて6,000万円程度の残金があるため、そのままにしてあると教えていただきました。

その施設のうち根尾デイサービスセンターは、これまで日常生活の維持向上を目的として、個別計画に基づいた楽しい余暇活動の提供を行ってきたり、生徒・児童との社会福祉体験により多くの皆様と交流を深めてきました。

一方、根尾生活支援ハウスは、一人暮らしなどの生活に不安のある方に、個室で明るく健康的な生活の場を提供し、豊かな充実した日々を送れるようお手伝いする施設で、事業としては、お買物事業として毎月市内のショッピングセンターへ買物に出かけたり、四季を通して行楽行事などを開催するなど、毎日楽しい生活が送られている施設でございました。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。

このような施設は現時点で十分活用ができると考えますが、施設の有効活用の考え方をお聞きます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えをさせていただきます。

旧根尾デイサービスセンター及び旧根尾生活支援ハウスにつきましては、令和6年3月31日をもって事業を廃止し、本年度に電気や水道等の契約を解除するとともに浄化槽の最終清掃を行うなど、現在は全く使用していない状況となっております。

事業の廃止に至った理由といたしまして、根尾デイサービスセンターにつきましては、近隣の民間社会資源が充実してきたことにより、廃止前の利用状況が利用者定員15名に対して8名前後の利用しかなく、また根尾生活支援ハウスにつきましても、定員10名に対して2名の利用といった利用実態を踏まえ、市として検討を行った結果、事業廃止の方針を決定し、根尾デイサービスセンター

及び根尾生活支援ハウスの利用者の方々の他の施設への移行や移転もスムーズに進み、令和6年3月議会において利用状況等を御説明し、設置条例及び事業の廃止に係る議決をいただいたものでございます。

今後の施設の活用につきましては、現状では市が活用する予定はありません。しかしながら、昨年度、民間事業者2社から施設の活用について引き合いがあり、施設を内覧していただいた経緯がございますが、実際の施設活用まで至りませんでした。今後も引き続き、民間活力による施設の活用を目指してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

これまでも2つの施設については、現在補助金の返済が発生するため、そのままにしてあると聞きましたということでしたけれども、現施設活用に向けた今の取組を教えていただきたいと思えます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

旧根尾デイサービスセンター及び旧根尾生活支援ハウスにつきまして、市といたしましては、国に対して本施設を福祉浴場として転用する届出を提出して利活用を検討するなどしてまいりましたが、現在は民間活力を利用した利活用ができないか検討している状況でございます。

議員御指摘のとおり、本施設につきましては国や県からの補助を受けて施設を整備しており、活用方法等によってはその補助金に対する返還義務が生じる可能性がありますことから、民間活力を利用する際においても、そうした補助金返還が生じないような活用方法で対応してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

すみません。最初に再質問と言わなくて申し訳ありませんでした。

ぜひよろしくお願ひしたいなあとします。

では、4番目の質問に入ります。

議員が多くの方々の思いを聞く仕組みについてということです。

自治会長会議を議員が直接傍聴する仕組みはできないのかでございます。

昨年12月議会において、自治会から市への要望については、市と自治会の双方の対話により自治会活動が円滑に進むように進めてまいりますとの回答を受けました。ここで私は、年4回開催される自治会長会議を傍聴する仕組みで、さらなる市民の生の声を聞くことを提案します。その理由として、現在、私は新政地区の自治会長を兼務しておりますが、その会議では多くの自治会長からいろいろな思いの発言があります。まさにその発言は、現時点における多くの市民を代表した生の声でもあります。

そこで総務部長にお尋ねします。

自治会長会議を議員が直接傍聴する仕組みはできないのか、よろしくをお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

市内各地域の自治会長会は毎年4回開催されており、4月に第1回を各地域で開催し、各地域で選出された会長、副会長の計12名で構成する市連合自治会が5月に開催され、第2回から第4回までの会議日程を含む年間計画が決定されております。ちなみに、今年度は7月の第2回と2月の第4回の自治会長会が、市内の全自治会長が一堂に集まる4地域合同会議として開催されております。

各地域の自治会長会では、会議などのルールを定めた規約が定められておりますが、現在はその地域においても会議における傍聴規定は定められておりません。したがって、この件につきましては、今後地域自治会長会の上部組織である市連合自治会でお諮りをするとともに、最終的に各地域の自治会長会で判断していただき、了承されれば可能であると考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。よろしくをお願いします。

それでは、次の5番目に行きます。

総合型地域スポーツクラブもとすの位置づけについてでございます。市の財政が厳しく、スポーツクラブもとすへの補助金が望めない一方、地域スポーツ振興に貢献していると考えたためでございます。

その1問目、スポーツクラブもとすを市はどのような位置づけと考えているのか。また、補助金を見直す考えはあるのかについてでございます。

そもそもスポーツクラブもとすは、文部科学省スポーツ振興基本計画にのっとり、総合型スポーツクラブは平成19年度に真正スポーツクラブとして産声を上げました。当初は真正体育センターの

ロビーなどにトレーニングマシンを置いてスタートしたことを私は覚えております。その後、活動拠点は真正スポーツセンターに移動したとき、既に本巢市になっておりましたので、クラブ名もスポーツクラブもとすへ変更され、現在に至っていると思っております。

これまでクラブ員の募集から講師の交渉など全てボランティアでやっており、市からは施設利用料の免除や補助金をいただいて運営をしております。

一方、そのクラブの運営はコロナ以降厳しい状況が続いており、昨年10月から岐阜県の最低賃金が引き上げられ、クラブ事務員への賃金も上げたことで、さらに運営が厳しい状況は変わりません。

そんな状況でありますので、ここ数年、スポーツ実践講座や健康増進講座の値上げをさせていただき、今年は体力維持増進講座、いわゆるトレーニングマシンを使った増進講座等の利用料金を値上げさせていただくことにしました。

これまでのスポーツクラブもとすが果たしてきた功績は、多くのクラブ員にニーズに合った健康促進など大きな役割を果たしてきたことには間違いありません。

ここで教育委員会事務局長にお尋ねします。

スポーツクラブもとすは、市のどのような位置づけと考えているのか、また補助金を見直す考えはあるか。よろしくをお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

スポーツクラブもとすの位置づけと補助金の見直す考えについてお答えいたします。

スポーツクラブもとすは、平成20年2月に総合型地域スポーツクラブとして設立され、地域に密着したスポーツ活動を行っております。いつでも、どこでも、誰もが、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりを目指し、青少年の健全育成や多世代交流の促進を通じて、本市のスポーツのまちづくりに寄与してきました。

現在、スポーツクラブもとすは、真正スポーツセンターを拠点に市内の体育施設や公民館を活用し、太極拳やヨガなどの健康増進講座、ソフトテニスなどのスポーツ実践講座、またトレーニングマシンを使った体力維持、増進講座を開講しております。本年度も12月末現在で延べ8,000人を超える市民の皆様が受講しており、スポーツを通して世代を超えた交流の機会となり、市民の健康づくりに大きな役割を果たしています。

しかし、新型コロナウイルスの影響で会員数が減少しており、さらに市内には新たに民間スポーツ施設も開設されるなど環境が変化しております。そのため会費収入が減少し、事務局員の賃金や講師謝礼の増額といった運営面での課題が生じており、従来どおりの運営が難しくなっているのが現状となっております。

スポーツクラブもとすは、市民の健康づくりを推進し、普及させるため重要な役割を担っており、今後もその役割を継続していく必要があります。そこで、スポーツ少年団やスポーツ推進委員など、

市全体のスポーツの仕組みや環境を見据えつつ、本市にふさわしいスポーツクラブの在り方を構築するため、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。その上で、毎年クラブに交付している補助金についても、併せて検討を重ねてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

答弁の中に、スポーツクラブもとすは、本市のスポーツのまちづくりに寄与し、市民の健康づくりを推進し、普及させる重要な役割を担っているとの答弁がありました。まさに私もそのとおりだというふうに思っております。

その後、そのクラブの補助金は検討を重ねてまいりたいというありがたいお話があったんですけども、具体的にどうなるのかというのがちょっと不安です。

ちなみに、クラブ設立以来20年間補助金が変わっていないという事実を正面で受け止めていただき、補助金の検討を重ねていってくださるようお願いして、次の質問に入ります。

2番目、健康福祉部で行う同様の事業が連携する考えはあるのか。

現在、スポーツクラブもとすでは低価格の運営ができるよう工夫し、これまで多くのクラブ員の健康増進などに役立っており、また市からの補助金もクラブ設立から20年がたちましたが、現状維持が続いており、この間、教室を運営していただける講師への指導金は500円アップ、事務員賃金は岐阜県の最低賃金に合わせてアップし、金銭的やりくりは苦慮しているのが現状でございます。

一方、今年開催された催しで同じ講師が行った支払金において、市の謝金は6,000円、クラブの指導者代金は3,500円と違いがありました。もちろんクラブとして同額で講師にお支払いすべきだと考えておりますが、これまでクラブとして講師の方に指導代金を交渉し、当日の運営も極力協力しながらボランティアで行っているのが現状でございます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。

健康福祉部で行う同様の事業が連携する考えはあるのですか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

長寿支援課では、集いの場講師派遣事業としまして、ふれあいいいききサロン及び住民主体型カフェ等に医療機関や福祉施設に在籍する理学療法士を講師として派遣していただく契約を締結し、介護予防体操等の指導をお願いしており、講師派遣委託料といたしましては、1回当たり6,000円に消費税を乗じた金額をお支払いさせていただいております。

一方、議員御指摘のスポーツクラブもとすの各講座の講師謝礼につきましては、社会教育課に確認させていただきましたところ、スポーツクラブもとすの理事会において決定されており、令和7年度の講師謝礼につきましては1回当たり3,500円とのことでした。スポーツクラブもとすの講師謝礼につきましては、市ではなくクラブの理事の方々が決定されており、市の関与は難しいのではないかと考えます。

また、参加される方につきましても、長寿支援課が実施しております集いの場講師派遣事業につきましては、高齢者の方を対象に介護予防を目的とする様々な運動の要素を取り入れた軽い運動であり、一方、スポーツクラブもとすにつきましては、中学生を除く15歳以上の方を対象とした健康増進講座が実施されており、太極拳やヨガ等といった、若い方を含めしっかりとした運動を目的とした講座であり、参加される方々が各々の身体状況に応じて講座を選択されて参加されているところでございます。

今後、長寿支援課で実施させていただく介護予防等に関する講座に加えて、地域ごとで開催されるサロンや集いの場において、高齢者でも無理なく実施しているヨガや太極拳等の講座等を実施する際は、スポーツクラブもとすの講師の方々にお願いさせていただくことや、講師として紹介させていただくことも検討させていただきます。

さらに健康支援課では、令和元年度から健康ポイント事業を実施しております。本事業は県の健康スポーツポイント事業とも連携しているため、市内在住もしくは在勤の19歳以上の方を対象としており、ポイント付与項目として各種健診の受診を必須とした上で、MOTOSU-FREE10、モレラ歩こうプロジェクト、脳を元気にする教室など教育、福祉の事業のほか、ゆ〜みんぐや真正スポーツセンターの利用、献血への協力、自分で立てた目標に取り組むマイチャレンジなど17項目のメニューを提示しております。

議員御指摘のとおり、地域のスポーツクラブでの活動と連携することで、市民の健康増進に加え、さらなる地域のスポーツ振興への貢献や本事業への参加者の増加にもつながることから、ポイント項目の一つとして提示できるよう検討してまいりたいと考えます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

いろいろの部局の垣根を越えられないというのはお聞きをして分かるんですけども、ぜひ市全体で考えていただく、その課題を捉えて改善していく、そのことをお願いして次の質問に入りたいと思います。

もとまるパークの指定管理者についてでございます。

1つ目として、今後委託料を変更していく考えはあるのかでございます。

ここで指定管理制度について改めて考えてみますと、地方公共団体が設置する公の施設の管理運

営を、民間事業者を含む法人その他の団体に委託する制度でございます。2003年、平成15年の地方自治法改正により導入され、住民のサービス向上とコスト削減を目的としております。

その目的に照らしてお尋ねします。

これまで指定管理委託料金は、指定管理者側と地域側でお話をして決めていると説明を受けております。令和8年度もとまるパーク指定管理料は昨年と同額との説明があり、この委託金は指定管理者制度の目的、住民のサービス向上とコスト削減になっているのか。

そこで、都市建設部長にお尋ねします。

今後委託料を変更していく考えはあるのか、お願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、もとまるパークの指定管理委託料についてお答えいたします。

都市公園であるもとまるパークは、収益を目的とした道の駅などの施設とは異なり、誰もが無料で利用できる公益性の高い施設です。そのため、指定管理に当たっては、質の高い管理サービスを継続的に提供し、市民の皆様へ安全で快適な公園環境を維持するために、運営管理には相応の委託料が発生することはやむを得ないものであると考えております。

現在の指定管理料は、令和5年7月の公募に始まり、事業者からの提案を基に慎重に算出されました。当時の公募設置指針では、委託料の上限額を4,000万円と設定しておりましたが、事業者は令和6年度から令和25年度までの提案額として年間3,600万円を提示し、その後の協議を経て3,480万円の基本協定及び年度協定を締結しております。

この指定管理料は、市が独自に試算した金額と比較しても、経費の効率化により節減効果が反映されており、安価ながら高いサービス水準を実現していると認識しております。

さらに、指定管理制度の導入によって計画的な自主事業の展開やサービスの向上が進み、利用者数の増加など一定の効果が確認されております。また、事業年度ごとに事業計画書や収支計画書の提出を義務づけ、定期的なモニタリングの調査を行うことで、公正かつ透明な評価の下に管理運営の状況を継続的に確認しております。

これらのことから現行の指定管理委託料は妥当であると考えており、現時点においては具体的に変更計画があるわけではございません。ただし、昨今の光熱費や人件費の上昇などの経済環境の変化も鑑み、必要に応じて指定管理料の見直しを慎重に検討してまいります。今後とも市民の皆様へ安全・安心で快適な公園環境を継続して提供できるよう努めてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ここで再質問をお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。お願いします。

答弁の中で、委託料が発生することは当然かつやむを得ないとありました。もとまる公園は収益事業ではないため、管理委託料がかかることは私も十分理解をしております。

今、現時点では指定管理料は妥当で、具体的な変更計画はないとの答弁もいただきました。

私の質問は、今後について重きを置いて質問しております。

これからの公園の芝などの維持、メンテナンスにお金がかかることは明白であります。今から指定管理者が、例えば年間行事などを開催するときにあれば、そのときにお客様に軽食が取れるようなサービス、例えばキッチンカーなどを提供することで収益を得ることなど、利用者と管理者が両方ウィンになる仕組みなどを考えてはと思っております。

指定管理委託料の妥当性も併せて、都市建設部長の考え方などをお聞きします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

指定管理料の妥当性について説明申し上げます。

指定管理料の積算に当たっては、指定管理に移行する以前の約8か月間、市が直営で管理しておりました。その間の実績の管理費を参考としまして、市のシンボルとなるような公園を維持するための管理水準を考慮し、必要な条件を設定して算出しております。

内訳を細かく申しますと、人件費としておよそ1,150万円、光熱水費や修繕費などの事業費として470万円、郵便費、通信費などの役務費およそ30万円、植栽管理、遊具点検、設備点検、清掃費などの委託料としておよそ1,180万円、備品及びリース料などおよそ180万円など、合計3,010万円に間接経費と消費税を加え、およそ4,000万円を設定しております。

公募による指定管理者選定に当たっては、応募事業者は2者あり、このうち最も安価な提示額の3,600万円を提示した現在の事業者を選定することとなりました。事業者の選定に当たりまして、令和5年12月議会において直接事業者ヒアリングを行うなど、詳細に御審議いただいたところでございます。

なお、指定管理の契約締結に向けて事業者と協議を重ねた結果、最終的な契約額が3,480万円となったものでございます。こうした経緯からも、今のところ実態に即した合理的な費用の積上げに基づいているものと考えております。

しかしながら、今後は管理運営の効率化やサービス向上に努めながら、市民に質の高い公園環境をより安価な費用で提供できるよう、経費の用途の実態を細かく検証するなど、可能な限り節減を図ってまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。大変細かく教えていただき、参考にさせていただきます。

やはり今後ももとまるパークが目的地になるようにブラッシュアップしていただくようお願いして、次の質問に入ります。

本日最後の質問です。

市のブランド力の強化についてでございます。

第3期総合戦略の記載の中で魅力発信事業という事業があるんですけども、事業にアーバンスポーツ等を組み入れる考えはあるのかでございます。

昨年からはまっている第3期本巢総合戦略、基本目標5. 魅力あるふるさとづくりにあります魅力発信事業に、私がより魅力的な施策として新しい魅力、アーバンスポーツを核としたまちづくりを事業の目的に加え、魅力発信事業（新規追加）版を別紙にまとめ、2月20日に教育委員会の事務局に提出させていただいておりますが、いかがだったでしょうか。

ここでアーバンスポーツとは、先ほど堀田議員からもありましたとおり、若者に人気のある都市型スポーツであります。

また、アーバンスポーツはライフスタイルスポーツとして魅力を持っており、自らが楽しみ、仲間や見る者たちもその楽しさに巻き込まれていくパフォーマンスがアーバンスポーツの原点であります。このアーバンスポーツは、これからの時代を体現する最先端のムーブメントだと言え、その可能性は計り知れません。

その中の一つであるB3スポーツがあります。B3スポーツ、Bが3つのスポーツとは、BMX、スケートボードのボードのB、インラインスケートのブレードのBがあります。東京2020オリンピックの正式種目、BMXフリースタイルパークがオリンピックの正式種目に決定をされております。その種目の現時点ではワールドカップチャンピオンが本巢市内に在籍され、2年後のオリンピックを目指して練習を続けられております。

一方、スケートパークなど全国的には400か所以上が展開されており、その多くは公益施設であります。

そこで、本巢市内にBMXやスケートボードができる公益施設を新設し、魅力発信事業にアーバンスポーツなどを組み入れる魅力発信事業（追加版）の考え方はあるのか、教育委員会事務局長にお聞きします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

魅力発信事業にアーバンスポーツを組み入れることのお考えについてお答えいたします。

魅力発信事業は、市の魅力や個性を市民と共に発掘し発信することを目的としており、郷土愛の醸成につながる取組です。市民一人一人が自分のまちに誇りと愛着を感じることを大切にしております。

ます。

アーバンスポーツは特に若者を中心に広く注目されており、市のブランド力の強化や地域活性化に役立つ可能性があると考えております。特に本市出身のBMX選手の活躍は市民の誇りとなっているところです。

アーバンスポーツの普及、推進には、民間企業や地域団体の自主的な取組が重要です。市といたしましては、これらの活動を支援し、協力できる分野での連携を進めてまいります。民間や地域が主導するスポーツイベントや体験プログラムに対しては必要な協力を行ってまいります。

今後は民間企業や地域団体によるアーバンスポーツ活動が広がることを期待し、既存施設や空き地などの活用についても協力しながら進めてまいります。

また、魅力発信事業との連携により、SNSなどを活用した効果的な情報発信を進め、市内外に向けた魅力の発信に努めてまいります。教育委員会といたしましても、関係機関や民間との協力を通じて、市民の皆様がふるさとへの誇りと愛着をより深められるように取り組んでまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

ちょっと再質問、最後ですけど、よろしいですか。ありがとうございます。

難しいことではないのでお願いします。

答弁で、魅力発信事業とはということで、市の魅力や個性を市民と共に発掘し発信することを目的とした事業との説明がありました。まさにそのとおりだと思います。

これまで述べてきたB3スポーツなどは本巢市には既に存在しており、そこで私は、これを発信することだけに終わることなく、継続的な活動状況などを直接見るなどして楽しむことができる事業を盛り込んでいったらどうかあというふうに思っています。

まさにこの建てつけではございますけれども、魅力発信事業はどここの部、そして今教育委員会事務局長に聞いている部分というのは、どちらかというとBMXを主体とした、まさに子どもたちの育成といった部分ですね。それを加味して、私は魅力発信事業の追加版と、そして事業企画書をつくりましたけれども、どうしても私がそれぞれの部署で聞いていきますと、その部署ごとの言われることはよく分かるんですけども、それを横断的に市全体として何とかしていこうじゃないかといったところがまだまだ薄いかなあと思って、そこは私としても努力をしていきたいと思えます。

そこで、教育委員会事務局長にお伺いしたいんですけども、先般2月20日に魅力発信事業（新規追加版）というものをペーパー1枚出ささせていただきましたけれども、これは感想でいいですけども、どう思われたかお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、再質問のほうについてお答えさせていただきます。

議員御提案からの魅力発信事業ということで、取り組んだらどうかということで提案のほうをいただきました。

私どものほうもこちらの事業を見させていただきましたけれども、あくまでもこれにつきまして、経費等も市の持ち出しではなくて民間等の協力によって進めるものを中心かというふうに思っておりますので、今後、先ほど申し上げましたとおり、特に民間とか地域の皆様方が中心になってそういう取組を進めていくということであれば、私どもも協力して行っていきたいというふうを考えております。

[3番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

残り1分ということで、本当に事務局長ありがとうございました。

私もそのとおりだというふうに思っています。お金をどこから持ってくるかということも踏まえて、明日の多分最後になりますけれども、坂下議員のほうからその仕組みを含めて、企業版ふるさと納税をというような仕組みも含めて提案があるかというふうに思います。

私はこの30分を、皆さんと時間を共有しながら、7つの項目について現時点における市当局に対する考えを聞きました。これをベースに、ますます市の行政が市民のためになることを希望いたしまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時55分です。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

議席番号9番 澤村均議員から欠席届が提出され、本日の会議を欠席されますので御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

続いて、4番 高橋知子議員の発言を許します。

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

通告に従いまして順次質問させていただきます。

主に3つの質問を予定しています。

現在、世界が軍事によって大変危機的な状況に動いています。

平和への理想は尽きることはありませんが、やはり現実的に平和が持続していくように、日本は日本としての役割を果たしていくべきだと思いますし、そこが国会でも議論されていますし、私たち個人もその国をつくる一人の当事者であるということを忘れてはいけないと思っています。

また、今国会で議論されている一番の課題は消費税と社会保障のことですが、この議論もただ国会で勝手に話し合われている内容と捉えず、私たちにも何ができるか、こちらも私たちは当事者として存在することを忘れてはいけないと思っています。

日本の社会保障の制度は、一言で言うと、人生のもしものときに国や社会全体で助け合うセーフティネットのことで、私たちは生きていく中で、病気、けが、老い、介護、失業など、自分一人の力ではどうにもできない困難に直面するとき、誰もが安心して暮らせるように準備されている仕組みが社会保障です。

しかし、本巣市を含む日本全国で少子高齢化が加速し、先日発表された出生数もまた過去最低で、支える側の人口が減り、医療や介護を必要とする人が増え続けているため、莫大な費用を誰がどうやって負担するのが最大の問題となっています。

ということで、財源の確保で激しい議論になっていますが、いや、そもそも何でこんなにお金が必要なんだ。この議論の本質を平行してもっと見つめていくべきと私は考えます。

そこで、1つ目の質問であるフレイル対策について質問します。

高市総理は2月の本会議の衆参代表質問で、現役世代が負担する社会保険料の引下げは重要だとの認識を表明され、高齢者医療の窓口負担の在り方にも避けて通れない検討課題だと述べられました。

もちろんそこも重要ですが、そもそも今の日本人は簡単に病院へ行き過ぎのような気がしてなりません。自分の体についてもっと自分でいたわり、悪くなってから病院で何とかしてもらいより、もっと自分で大切に使うという根本的な自分への向き合い方が大切ではないでしょうか。

恐らく多くの皆さんが理想とする人生の最期、PPK、ぴんぴんころりでございます。つまり、亡くなる直前まで自立して生活し、寝たきりの期間がほとんどない人の割合は、定義にもよりますが、厚生労働省の調査や高齢者の生活自立度に関する研究をまとめると、全体の約6%から10%程度と言われています。皆さん、意外と少ないと感じませんか。

数字で見ると、理想と現実の差が見えてきます。日本人の平均的なデータでは、最後の約10年前後は何らかの介助や介護が必要な期間、いわゆる不健康な期間があるのが現実です。男性は約9年、女性は約12年だそうです。この10年近いギャップをいかに短くして、ぴんぴんの期間を延ばせるかが現代医学の大きなテーマです。

もちろん、昔に比べて医療が進歩しているため、本来なら亡くなっていた病気でも命を救えるようになり、その結果、命は助かったけれど体の一部が不自由になるというケースが増え、皮肉にも

寝たきり期間が延びるという側面もあります。

しかし、逆にわずか10%弱の選ばれしP P Kの方々には共通点があることが分かっています。1つ目、歩行速度が速い。70代を過ぎてもすたすた歩ける筋力がある。2つ目、低栄養にならない。お肉などのたんぱく質をしっかり食べている。3つ目、社会的な役割がある。誰かに頼りにされている、あるいは毎日出かける場所がある。4つ目、血管が若い。高血圧や糖尿病を放置せず、血管のしなやかさを保っているの4点だそうです。

今回の質問のお題であるフレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間にある段階で、加齢により、体力、筋力、認知機能、社会とのつながりなどが少しずつ弱くなっている状態です。まさにP P Kに必要な点です。

しかし、フレイルは、早期に気づき、運動、栄養、社会参加に取り組むことで、元の元気な状態に戻れる可能性が十分にあります。だからこそ、要介護になる前に気づき、防ぐことが重要です。多くの市民がいつまでも自分らしく暮らし続けられるようにするためには、また将来的な医療費・介護費の抑制という財政面の観点からも、市としてフレイル対策を応援する体制強化がますます必要と考え、質問します。

まずは、どのくらいお金がかかっているのか、本巢市における後期高齢者医療費、介護保険給付費及びそれに対する市の繰入金などの負担額は近年どのように推移しているのか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市における後期高齢者医療費及び介護給付費とこれらに係る本市の負担金の推移でございますが、まず後期高齢者医療費につきまして、市民課から提供を受けた資料によりますと、被保険者数及び1人当たりの医療費の増に伴い年々上昇しており、本市の令和6年度の自己負担分を除いた後期高齢者医療費は48億520万9,457円で、これに対する市の負担金は3億8,746万6,869円となっております。

自己負担分を除いた後期高齢者医療費を5年前の令和元年度と比較してみますと、金額にして7億2,448万717円増加で、増加率は17.8%となっております。

次に、介護給付費につきまして、もとす広域連合介護保険課から提供を受けた資料によりますと、後期高齢者医療費と同様に高齢者人口の増に伴い年々上昇しており、本市の令和6年度の介護給付費は29億9,650万4,533円で、これに対する市の負担金は3億7,405万2,000円となっております。介護給付費を5年前の令和元年度と比較してみますと、金額にして2億503万4,801円増加で、増加率は7.3%となっております。

後期高齢者医療費や介護給付費につきまして、高齢者人口はしばらくの間は増加し、その後減少

が見込まれますが、医療技術の高度化や物価上昇に加え、人件費の増加に伴う1人当たり医療費の増額や、要介護認定率の上昇に伴う介護給付費の増加が見込まれており、医療費及び給付費につきましては、引き続き増加傾向にあると考えます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

皆さんお聞きのとおり、本巢市だけでも大変な金額です。そして、たった数年で、億単位でその金額が増加している。本巢市は、もとす広域連合などで、広域でこの体制を整えたりとか、別に無駄遣いをしているわけではありませんが、本当にすごい金額です。

ちなみにこういった金額が何に使われているのか、厚生労働省が発表しているデータでは、75歳以上の後期高齢者の医療費である後期高齢者医療費は、主に入院のベッド代と治療費に約55%、通院と薬に約35%、残り10%が歯科や訪問看護に使われ、介護保険給付費は施設で暮らすための費用に約40%、ヘルパーさんなど訪問介護やデイサービスに約40%、残り20%が地域の支えやケアマネ代とのことです。いかにここの費用を抑えることが重要なのかということが分かります。

そこで次の質問です。

本巢市において、フレイル状態にある高齢者の実態はどのように把握されていますか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

フレイルとは、高齢者が加齢に伴い身体的、精神的、社会的に脆弱な状態となり、生活機能の低下や要介護リスクの増加が懸念される状態を示す言葉でございます。

本市におけるフレイル状態にある高齢者の把握の方法としましては、健康支援課にて事業を推進しております、岐阜すこやか健康診査を受診した高齢者や、包括支援センターの相談事業・家庭訪問などが主となっております。

また、直接フレイル状態の把握をするわけではございませんが、民生委員・児童委員が独り暮らしの高齢者宅を年間5回程度訪問し、安否を確認するとともに、日常の困り事などを聞く高齢者ぬくもり訪問事業を実施しております。

フレイル以外にも、複雑化・複合化した課題や支援ニーズを把握した場合には、地域包括支援センターによる訪問支援につなげるなど、アウトリーチを想定した支援体制を整えているところでございます。

このフレイル状態に陥ることを予防することは、医療費及び介護給付費の抑制に非常に有効な手

段であると認識していることから、横の連携を密にし、フレイル状態にある高齢者の実態把握に取り組みたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

今の御答弁にもあったように、複合化・複雑化している地域の課題や支援のニーズを把握するためにも、市の健診や包括支援センターの事業だけでなく、やはり民生委員の方々など、地域の力が本当に重要であるというふうに感じます。

では次の質問で、フレイルの早期発見・予防のために現在行っている取組と、その効果についてお聞きいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

現在、フレイル予防を目的として、転倒予防教室、いきいき健康教室、もとまるトレーニングクラブ、体を元気にする教室など、各種の一般介護予防の教室を行っております。

これらの教室は、65歳以上の高齢者が自由に参加することができる教室ですが、参加者の中にはぎふ・すこやか健康診査の結果からフレイル状態のリスクがあると判定されて紹介された方や、地域包括支援センターにおける相談事業等で紹介された方もおられます。

また、要支援1・2などの要介護認定に至る前の高齢者が対象となる介護予防生活支援サービス事業といたしましても、キラリ元気アップ教室や脳のいきいき教室を開催しており、健康寿命の延伸や住み慣れた地域で暮らすことを支援しております。

このほか、様々な理由で教室に参加できない方には、民生委員・児童委員による高齢者ぬくもり訪問事業や、地域包括支援センターにおいても出前講座を実施し、フレイルの早期発見だけでなく、日常生活での困り事など様々な課題や支援ニーズを出向いて把握する体制を整えたり、ふれあいきいきサロンなどの地域グループや市民団体等に補助金を交付して、介護予防活動を実施していただく集いの場など、高齢者が地域の公民館などに集まって交流する場の提供にも努めております。

新たに本年度から各地域で高齢者のためのeスポーツ教室を開催し、ゲーム機を使用した介護予防や認知症予防の取組をはじめ、高齢者の交流の場ともなっております。

このほかにも、フレイル予防を促進するという目的でタクシー券を交付する高齢者タクシー利用助成や、ぬくいの温泉の入浴券や食事券を配布するシニア元気いきいき事業を実施しております。

これらの取組は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施といい、高齢者が住み慣れた地域で生涯を通じた健康の保持増進と健康寿命の延伸を図ることを目的に、市民課を主管とし、保健事業

を担う健康支援課、介護分野を担う長寿支援課、社会福祉協議会が中心となり、関係機関と連携しながら令和5年度より本格的に取り組んでおります。しかしながら、まだ始まったばかりであり、効果が現れるにはまだ少し時間がかかるのではないかと考えております。

その中でも、令和6年度に一般介護予防事業の教室の参加者113人に、同事業で使用した介護予防手帳を配付し、自身の1年間の活動を記録することで、介護予防の意識の高まりが感じられ、介護予防手帳使用者の主観的健康観の調査では、78%の方が自分自身の健康状態について、向上または維持を選択されました。そのほかにも、キラリ元気アップ教室の参加者の健康状態の評価でも、60%の方が改善または維持が見られ、参加者の主観的健康観の調査でも、同様に61%の方が向上または維持を選択されました。

今後も市民一人一人の状態に寄り添った支援を展開し、フレイル以外のリスクについても早期発見・予防となるよう進めてまいりたいと考えます。

[4番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

今の御答弁の中にありました様々な教室や交流の場、大変重要かつ有効だと思います。ぜひとも市民の皆様には思う存分活用していただきたいなというふうに思います。

また、支えてくださっている方々には感謝しかありません。願わくば、せっかく教室への、先ほど言われた介護予防手帳の配付ですが、113人とどまっているのは非常にもったいなく、皆様、本巢市の3万2,000人、3,000人の本巢市の人口の中で75歳以上の方は何人いらっしゃるか御存じでしょうか。

正解は約6,000人です。

そして、65歳以上は何人でしょうか。

正解は約1万人です。

ですので、せめてその1割、1,000の方に広がってほしいなというふうに思います。

しかしながら、ということでは本巢市の人口の約3分の1が高齢者ということですから、この3分の1の方が、健康で自分の人生を自分らしく生きていらっしゃるまちなのか、そうでないのか。これで本巢市の様子や雰囲気、随分変わっていくのではないのでしょうか。

そこで、そうした中で本巢市にとってフレイル対策が重要であると認識されていることは重々分かっているんですが、そこで次の質問です。

では、実際に来年度事業の見直しが予定されている中で、フレイル対策につながる事業はどのよう位置づけられているのか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

来年度に見直しを予定している事業の中で、フレイル対策につながる事業の一つといたしまして、シニア元氣いきいき事業がございます。65歳以上の高齢者を対象に、外出支援やフレイル予防を目的に、今年度まではぬくい温泉の入浴券750円分及び食事券500円分を年2回まで交付していましたが、老人福祉センターで実施しておりました入浴事業の廃止等も考慮させていただき、来年度からは500円の入浴回数券5枚つづりを年1回交付するように事業の見直しを予定しております。1回当たりの自己負担額は増えますが、今までの2回分の利用助成から5回分の利用助成に増えることにより、より多くの外出支援が可能となり、フレイル対策につながるものと考えております。

そのほかにも、高齢者タクシー利用助成事業を高齢者外出支援事業に名称を改め、タクシー利用助成のみでなく、交通系ICカードのチャージ代として3,000円分助成する予定をしております。

本事業を申請する高齢者の方に、従来どおりのタクシー利用のみの助成か、タクシー利用助成と交通系ICカードチャージ代の助成のセットか、どちらかを選んでいただく選択制として実施してまいります。

今後は、外出の手段としてタクシー利用のみを助成するのではなく、バスや電車などその他の公共交通機関の利用を促進することにより、高齢者の方がバスや電車の時刻表を確認することや、バス停や駅までの移動に加え、交通系ICカードのモバイルサービス利用者がスマートフォンでチャージするための操作等が、さらなるフレイル予防として効果があるものと期待しているところでございます。

そのほかにも、引き続き今年度と同様に、各種介護予防教室やeスポーツ教室の開催、サロンや集いの場など、高齢者の交流の場を提供してまいります。

本市といたしましても、フレイル対策につながる事業は介護給付費の抑制につながる重要な施策と位置づけており、今後も引き続き事業を実施してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

シニア元氣いきいき事業や高齢者タクシー利用助成事業では、よりシニアの方が動く機会が増えるように事業内容が改善されたということがよく分かりました。

ただ、答弁の中でありました老人福祉センターで実施されている入浴事業の廃止ですが、この件については、もう既に議会で承認済みのことではありますが、議会の後で、こちらを利用されている方から、この事業がいかにフレイル対策になっていたかというお話を聞く機会があり、私も大変考えさせられました。利用人数も限られた方々で、昔と違って各家庭にお風呂のある今の時代において、銭湯のようにお風呂を開放することの必要性はないと思っていましたが、今現在利用されている方々にとってみれば、週に2回、通いなれた場所に仲間と共に集まる大切な時間であったかと

思います。そういった心の通った交流こそが、まさに一番のフレイル対策でもあります。

入浴事業がそのまま続くことが一番ですが、全てを市が行うのも現実的に難しい中で、通っていた方々の交流はそのまま続けられるような仕組みが残せないでしょうか。

そこで再質問ですが、老人福祉センター入浴事業に参加していた方々への外出や交流を促す取組はどう考えているのか、フォローがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

令和7年度末をもって廃止を予定しております、本巢老人福祉センター及び真正老人福祉センターの入浴事業に替わる新たな高齢者の交流の場の提供についてでございますが、本事業の利用者に対しまして、65歳以上の高齢者であればどなたでも参加可能な一般介護予防事業において事業を実施している転倒予防教室、いきいき健康教室、もとまるトレーニングクラブ、体を元気にする教室、脳を元気にする教室など、介護予防のために楽しく体を動かしながら参加者同士の交流が可能な事業を、チラシなどを使って周知をしてみたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

今御提案のほかの教室の紹介ももちろん有効だと思うんですけども、やはり実際に入浴に通われている方々の中には、本当に力を振り絞って頑張って通っていた方というのもしらっしゃると聞いています。ぜひ今までと同じ場所である老人福祉センターで、気兼ねなく仲間と集まれるような憩いのスペースの確保や、例えばぬくいの湯への回数券が増えましたので、そちらへの送迎ですとか、年間たった5回ですから、そういった実態に沿った支援もぜひとも重ねて検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

では最後に、フレイル予防における社会参加の場について質問します。

先ほど、PPK、健康寿命の長い方の共通点として4点上げさせていただきましたが、そのうちのひとつが、社会的な役割がある、誰かに頼りにされている、あるいは毎日出かける場所があるでした。

ちょうど1年前にボランティアポイントについて一般質問をしましたが、覚えていらっしゃるでしょうか。その際に、市のボランティアポイント事業の現状と成果を聞き、介護予防に限らず人手不足が深刻な分野へのポイント付与を提案しました。副市長からは、有償・無償ボランティアの整理や制度設計に課題はあるが、他自治体の事例を参考に調査・研究を行うとの答弁をいただきました。

フレイル予防における社会参加の場として、有償ボランティア活動は大変有効と考えます。社会参加のきっかけづくりとして、市として仕組みづくりを進めていく考えについてお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

高齢者の社会参加とは、高齢者が社会生活の様々な活動に積極的に関与し、自分の能力や経験を生かして社会に貢献したり、充実した生活を送ることと認識をしております。

本市の高齢者の社会参加のための事業として、高齢者の生きがい及び健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資することを目的に、本巢市老人クラブ連合会の運営支援を行っております。

また、健康で働く意欲のある原則60歳以上の方が、豊かな経験・技能等を生かし、就業等を通じて社会参加することにより生きがいの充実を図ることを目的に、公益社団法人本巢市シルバー人材センターの運営支援を行っているところでございます。

そのほかにも、市が開催しております介護予防サポーター養成講座を受講していただいた方には、任意ではございますが、本巢市介護予防サポーターズクラブに入会していただき、市が開催する転倒予防教室、キラリ元気アップ教室、脳のいきいき教室、サロンや認知症カフェなど、集いの場や介護予防サポーター養成講座にボランティアとして参加していただいた場合に、ボランティアポイントを付与し、5ポイントでもとまる商品券500円券と交換する本巢市介護予防ボランティアポイント事業を実施しており、このようなボランティア活動を支援することも高齢者の社会参加と位置づけているところでございます。

また、市が開催する介護予防教室等への参加や、地域ごとで開催されるサロンや集いの場など、高齢者の方が交流をしていただく場に参加することも社会参加の一つの手段と捉えております。

本市といたしましても、高齢者の社会参加が、フレイル予防のみだけでなく、孤立防止、社会的つながりの強化、社会的役割の再発見と自己肯定感の向上、地域コミュニティの活性化など、非常に有効であると考えられることから、引き続き各団体の支援や様々な施策を展開していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

ぜひ参加する方が現実的に増えるような施策をお願いいたします。

さて皆さん、もう一度最初の費用を思い出してください。

後期高齢者75歳以上の方への医療費、これを1人当たりになると、その医療費は2026年度の推計

で年間約100万円を突破したとありました。1人100万円を突破しているんです。これは現役世代の約4倍です。

この100万円を誰が払っているのか。本人が窓口で払うのは約1割。昨年より一定の所得がある方は2割。PPKは、本人が幸せなのはもちろんなんですが、この年間100万円にかかる医療費を劇的に減らす最強の行政施策でもあります。

ボランティアポイントは国の制度ですが、本巢市で単独でやったとしても、医療費に比べたら本当に少ない予算ではないかと思います。ぜひとも広くこちらの制度を広めていただけるようお願いいたします。

次に、大きな2つ目の質問、見守り当番の担い手不足と参加しやすい仕組みづくりについて質問します。

こちらも1年前にボランティアポイントと併せて一緒に見守り当番を完全に地域ボランティアに移行する提案をしましたが、現在のボランティアの方はポイントなどは求めていないという答弁で終わってしまいました。

しかし、実際に通学路の見守りや交通安全当番を担っている高齢者の方からは、年齢的に毎日はずりつくなってきた、交代したいが後任が見つからないという声を直接お聞きしていますし、私の地域でも、信号のない交差点で長年見守りをやってくださった方が体調が悪くなって見守りができなくなり、その場所から見守りのボランティアの方がいなくなったので、自治会役員会や回覧板などでボランティアをお願いしたり、学校にも相談していましたが、結局見つからず、今は高学年の保護者の方が何とか無理をしてやってもらっている状況です。

やはり保護者からは、朝の見守り当番について、自分たちがやらなければいけない重要性は理解しているものの、現実的には負担が大きく厳しいという声が相変わらず多く聞かれています。

そこで1つ目の質問ですが、本巢市はこのような見守り当番の担い手不足をどのように認識されていますか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

見守り当番の担い手不足をどのように認識しているかについてお答えいたします。

本市では、これまで各小・中学校区において、PTAの校外生活委員会や地域住民の皆様で組織する見守り隊を中心に、児童・生徒の安全確保に努めてまいりました。長年の継続的な御尽力によって、大きな事故を未然に防ぐことができたことは、本市にとっても大変な財産であると認識しております。

しかし近年、見守り隊の構成員の高齢化が進んでおり、活動の継続に不安を抱える地域も出てくることは認識しております。特に、平日の立哨活動や登下校の付添いについては、時間的な拘束があるため、新たな担い手の確保が難しい状況が見受けられます。

教育委員会としては、現在のところ、直ちに活動が停止するような深刻な状況には至っていないものの、地域によっては担い手が固定化している実態や後継者の確保が難しい傾向が見られることから、将来的な持続可能性に課題があると認識しております。

登下校の見守り活動は、単なる交通安全対策にとどまらず、地域全体で子どもを育てる重要な取組であります。この基盤となる人的体制が維持しづらくなっている現状を、教育委員会としても非常に重く受け止めています。今後は、各学校やPTA、地域関係団体と連携し、現状の把握をより丁寧に進め、持続可能な体制の在り方について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

今御答弁の中にあつた、おっしゃるとおり、今はぎりぎり大丈夫でも、今後こういった本巢市のすばらしい体制がどうなるか、将来的な持続可能性が本当に心配です。

そういった心配をされている方から、先月、他市町では見守り活動に参加するとモーニング券がもらえるなどの仕組みで見守り活動への参加者に列ができていくところがあるが、本巢市でもそういうことをしてはどうかと提案がありました。

現時点でしっかりとその市町に確認は取れていないのですが、聞いたお話によると、見守りを5回行くとモーニング券がもらえ、皆さんそれを楽しみに見守り活動に参加されているようで、大変高齢の方や体がきつくなつた方も、それがあつたからといって頑張つて参加されていて、なかなか辞める方がいないということで、見守り当番のキャンセル待ち状態という状態だそうです。

別に参加されている方は、その数百円の金額が欲しくてやっているわけではありません。見守り当番の後に、皆さんと一緒にモーニングに行くことが楽しみの一つになっているだけです。まさに1つ目の大きな質問でのフレイル対策、そして子どもたちにも、高齢の方々にも、そして地域にも、一石三鳥ぐらいの理想的な活動だなと聞いていて思いました。

このように、見守り活動を義務の当番から参加しやすい地域活動に変えていく必要があると思ひ、質問します。

高齢者の善意に頼り過ぎず、世代を超えて支える見守り体制が必要だと考えます。今後、本巢市は見守り活動をどう支えていくのか、市内店舗との連携やポイント制度など、参加したくなる仕組みを本巢市でも検討する考えについて、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

本市の児童・生徒の登下校を見守る活動は、地域の皆様の長年にわたる御支援によって成り立つ

ています。雨の日も暑い日も寒い日も、地域の方々はおはようと声をかけながら子どもたちの安全を見守ってくださり、その姿勢こそが本市の誇りです。

しかし、見守り活動を支える担い手の高齢化が進んでおり、次の世代につなげる持続可能な仕組みづくりについては不可欠と考えております。そのため、まず義務の当番ではなく参加しやすい地域活動として位置づけ、ハードルを下げるのが重要であります。また、参加者への感謝の気持ちを見える形で伝え、地域全体で貢献を認め合うことも活動を続ける上で大切であります。

見守り活動が成功するためには、地域住民、学校、保護者がそれぞれ自分ごととして当事者意識を持ち、協力することが何より重要です。

さらに、全国で広がりつつあるながら見守り、すなわち散歩や買い物の途中で子どもたちを見守る方法については、本市で開催いたしました人権教育講演会において、講師の出口保行氏からその有効性が示され、日常生活の延長で行う見守りが犯罪抑制につながるとお話いただきました。こうした知見も踏まえ、本市においても、できる人ができるときにできることを行うという柔軟な形での参加を推進してまいります。

さらに、A Iカメラなど技術的な見守りも活用し、人の目と技術を組み合わせることによって、より安心できる環境をつくり出していきます。

見守り活動は、単なる善意のボランティアにとどまらず、地域全体で子どもを育てる文化へと発展させていくべきものです。今後も、持続可能で世代を超えた見守り体制の確立に向けて全力で取り組んでまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

文化というのが本当にすばらしい捉え方だなと思います。

ちょうど先日、私の地域の小学校で、見守り隊の方へのありがとうの会というのが小学校で開かれたんですが、まさに参加されている方も、学校の先生も、子どもたちも同じような考えで、文化として本当に大切にしているというのが伝わってきました。

しかしながら、やっぱりこれが持続するためには、今の御答弁の中にA Iカメラなどの技術的な見守りの活用という新しい提案がありましたが、確かにデジタルと地域の方の目を組み合わせることにより、子どもたちの安心・安全がより確保される、すばらしい環境づくりかと思いました。他市町でもそういった事例が出てきているそうなので、ぜひ本巢市にも合う形で導入を進めていただければというふうに思います。

ただ、やっぱりさきの回答にもありましたが、並行して本巢市民のそういった文化、そして健康増進への取組もぜひぜひ進めていただきたいと思います。

私は、議員になってから本巢市健康づくり推進協議会の委員を担当させていただいていますが、本巢市は保健師の方々を中心に、市民の健康を守るために、本当に少ない人数で最大限の仕事をさ

れているといつも尊敬しています。

その事業の一つに、市民の健康を促すために健康ポイントをためるというものがあるのですが、自己申告制の紙ベースがメインで、なかなか参加者が増えないのが課題です。

また、1つ目の質問をするに当たって、先日、本巢市の介護予防養成講座を見学に行きましたが、皆さん本当に地域のために、そして自分たちも楽しみながら参加されていて、とてもいい仕組みだなというふうに感じました。

ちょうどその会が、たまたま1年に1度か何度かのボランティアポイントカードの提出日で、市の職員の方が超アナログでポイントを手で数えていたのが、それはそれですごくよかったですけれども、このアナログの仕組みを、国の制度の介護予防から広げて見守り当番に本巢市が活用するのは、ちょっと難しそうだなというふうに感じました。

改めてそういうふうにしていたら、元議員で今も大変熱心に地域活動をしてみえる方から、瑞穂市にいいアプリがあると教えていただきました。

瑞穂市では、アプリによる健康ポイント事業で成果を上げているそうです。岐阜県全体の仕組みであるミナモ健康・スポーツポイントをフル活用し、スマートフォンアプリを導入して市民の健康増進を図っており、その仕組みは極めて合理的だと聞いています。

第1に、自動計測による利便性です。スマホを持って歩くだけで歩数が自動記録され、市民の申告負担を排除しています。

第2に、明確なインセンティブ設計です。5,000歩で1ポイント、8,000歩で4ポイントなど達成基準を設け、継続的な運動を動機づけています。

第3に、広域的な特典の付与です。獲得したポイントは、岐阜県内の協力店で特典が受けられるミナモカードや、瑞穂市独自の記念品に交換できる仕組みを構築しています。

そこで提案ですが、本巢市において、この瑞穂市の仕組みを、瑞穂市のように単なる個人の健康づくりにとどめるのではなく、子どもの見守り活動と融合させることはできないでしょうか。例えば、見守り隊の皆さんや地域の方にこのアプリを導入していただき、朝だけでなく下校時間に散歩がてら子どもたちの通学路を歩いてもらうということはいかがでしょうか。見守りルートを歩くことが、そのまま健康づくりとボランティア実績としてデジタルで可視化され、それが例えばもとまる商品券という形で地域に還元される。こうした一石三鳥の循環をデジタル技術で加速させることこそ、高齢化率の高い本巢市が移住・定住を促進する子育てに手厚いまちとして、全国に誇れる事例を示せるかと思います。

ぜひこちらも、教育委員会と健康福祉部で共同で事業を検討していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

では最後に、学校と地域の関係性について質問をします。

昨年11月のPTA連合会主催の講演会で、本巢市の子ども権利条例の策定にも深く関わられた木村泰子先生は、従来の画一的な、従来の一辺倒な教育が、現代社会のニーズや子どもたちの現実にそぐわず、不登校や自殺といった深刻な問題につながっていると指摘されました。

また、保護者、教員、地域住民が、指導者ではなく対等な立場のサポーターとして学校運営に関わることが重要だと話されました。

子どもにとって、自分の親ではない保護者や地域の大人との斜めの関係が、自己肯定感や社会性の育成につながるとされています。見守り活動もその一環です。ただ、昔と違って先生ではない大人がどこまで学校に関わっているのか分からない、分からないから関われないという現状もあります。実際にその講演会でも、地域の見守りをやっていたらっしゃる方が、木村先生に、どこまで学校に踏み込んでいいものかと質問されていました。私は、それはある意味、今の学校や子どもたちを尊重したいという、地域の方々からの愛から来た質問ではないかというふうに思いました。

この一般質問はやや抽象的過ぎると感じましたが、やっぱり昔、大阪教育大附属小学校などの事件があったこともあって、その辺りから外部と学校は昔より少し距離があるようになってしまいました。もちろん安全が一番なのですが、それでもやっぱりいま一度、学校と保護者、地域の関係性について、何より子どもたちの成長にとってどのような交流が望ましいのか、本巢市教育委員会としての考えをお聞きしたく、この質問をするに至りました。

まずは現状、保護者や地域とのつながりを教育活動の中でどのように位置づけ、推進しているのか、教育長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

保護者や地域とのつながりについてお答えします。

学校は、多様な個性、特性のある子どもたちが好きや得意を見つけ、さらには力をつけて自分の未来を描ける場所でなくてはなりません。

本市では、学びの当事者である子どもたちをみんなで育てるため、子どもが主語の学校と、地域と共にある学校の両輪を掲げ、教育改革を進めてまいりました。特に、地域と共にある学校づくりでは、市内全ての学校で保護者や地域とのつながりを重視し、様々な協力体制を構築してきました。

第1に、安全・安心という視点から、保護者や地域住民と一体となって登下校の見守りや健全育成に力を注ぎ、地域ぐるみで子どもたちを育む体制を整えてきました。

第2に、地域公開や地域との交流を様々な実施していることに加え、地域ボランティアの方々による絵本の読み聞かせ、理科の自然観察、そのほか富有柿、稲作、織部焼、雅楽、淡墨桜、森林環境などの学習を展開し、教職員以外の地域の先生とつながり、学びを深めてきました。

さらに、園・学校では、保護者や地域の方々に、日常の遊びや日常の学びの支援に当たっていただけの体制も構築してきています。定期的に園や学校をサポートしている例として、真正幼稚園では既に5年前から遊びのサポーターとして毎日五、六人ほどの保護者が自転車や一輪車で遊ぶ子どもたちの支援に当たり、特に安全に配慮いただいています。

幼児期により多くの遊びをダイナミックに体験させてやりたいという願いを実現するために、園

と保護者が思いを一つにし、保護者サポーターが生まれました。そのかいあって、子どもたちを見守る目が増え、子どもも安心してたくさんの種類の遊びに夢中になることができました。保護者の支援によって、園の教職員にも余裕が生まれ、相乗効果を高めています。

そして何よりも、サポーターである保護者が子どもとの関わり方や子育てについて考え、保護者同士のつながりも深めていき、子どもと共に学ぶ保護者が育っていきました。

また、席田小学校では、保護者や地域の人たちによる学習ボランティア・環境整備ボランティア・安全ボランティアの3つから成る組織を構築しました。特に学習ボランティアでは、毎日12人、13人の保護者、地域の方々が算数などの学習支援に当たっており、2月末までの学習サポーターの累計は767人となっています。

今後、このような園・学校と保護者、地域の人たちとのつながりや、子どもが教師以外の人とともに学べる環境をつくり出し、安心して自分のよさを伸ばしていける体制を構築してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

市内の幼稚園や学校で、本当にほかにも広げてほしいような、たくさんのすばらしい活動が行われていることがよく分かりました。ぜひこういった活動をどんどん広げていただきたいというふうに思います。

そして、真正幼稚園や席田小学校さんで今行われているような日常の取組というのに、もっと今参加されていない保護者の方たちが、子どもたちのために何かできないかなというふうに心の中で思っているにとどまっている保護者の方がより動けるように、さらにもっと保護者が学校のサポーターとして位置づいていくような仕組みが他の学校などにもできないか、その件についてお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

保護者がサポーターになる仕組みづくりについてお答えします。

本市では、学校、家庭、地域が連携し、地域と共にある学校を目指して、地域全体で子どもを育てる体制づくりを進めてまいりました。特に、地域の方々がサポーターとなる体制が強固なものになっています。

つながりという視点で未来を見据えると、学校と保護者の関係を抜本的に見直し、保護者がサポーターとして位置づいていくことが最も重要であると捉えています。

現在、このサポーターに先進的に取り組んでいるのは、先ほどの真正幼稚園、席田小学校ですが、少しずつ広がりを見せ、例えば弾正小学校などでも保護者による学校サポーター制度を立ち上げ、

図書室の掲示物づくりや児童との交流を進め始めています。

しかし、これらの取組にはまだまだ学校監査や意識の違いがあり、保護者が真にサポーターとなるためには、教職員や保護者の学校観、学校というものの在り方とか見方を変えていく必要があります。ですから、本年度は、市全体として保護者がサポーターとして位置づいていくための基盤づくりから始めました。

まず、もとす未来の学びアドバイザーの木村泰子さんにその役割を担っていただきました。

学校が、保護者も地域住民も当事者となってつくり上げるみんなの学校となるために、今年の8月、本巢市教育研修会で全教職員を対象に、学校と保護者の関係の大改革、多様な大人がいることが当たり前な学校文化などについて、大阪市立大空小学校の実践を通して講演をしていただきました。

また、11月に開催された本巢市連合PTA研修大会においても、木村さんをお招きして、教職員と同様に保護者からサポーターになることの重要性をテーマに、文句でなく意見に変える、自分の子でなく周りの子を支援するなどを熱く語っていただきました。大空小学校の実践から、教職員と保護者が共通理解できる機会を位置づけ、同じ方向を向き始めたところです。

こうした歩みの中で、現在、校長会と連合PTAとが協働して、保護者がサポーターとして築いていく仕組みをつくりました。保護者がサポーターとなり、これからの未来に向かう新しい学校の在り方を議論する組織、本巢みんなの学校共創会議を立ち上げ、第1回の会議では、今の両者の意識や壁、今後の理想の学校の在り方などを協議しました。そして、できることから始めようと、その一歩を踏み出しました。

今後は、本巢みんなの学校共創会議を機能させ、その内容を校長会、連合PTAから全教職員、全保護者に周知していき、毎日サポーターであふれる園・学校、そして子ども、教職員、保護者、地域住民全てが当事者となり、皆の笑顔があふれる園・学校を目指す姿として描き、着実に実現させてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

本巢みんなの学校共創会議、本当にそんな理想的な会議がすごく楽しみです。

おっしゃるとおり、真のサポーターを増やすためには意識改革が必要かと思います。ぜひ今、執行部の皆さんもお聞きになりましたか。私の話、文句じゃなくて意見としてぜひとも温かく受け止めてください。

私にも本当に身に覚えのある言葉がいっぱいあったんですが、私の長男がまだ幼稚園時代、当時、私は議員になりたいと1ミリも思っていませんでしたし、目の前の育児でてんやわんやの時代ですが、長男の同級生のママで、物すごく活発に動かれる方がいらっしゃいました。その方は、子どもたち向けや保護者向けにお話し会とか様々な体験会を企画してくれたりして、子どもたちは本当に

いつも楽しそうに参加していました。

一番印象的だったのは、子どもたちの卒業制作なんですけど、その方のアイデアで、毛糸でコースターを自分たちで編んで作りました。その手順がすごくて、毛糸のコースターなんですけど、まずは畑に綿花の種をまくところからスタートして、綿花を育てて、綿花から綿を取って、その綿をタヌキの糸車に出てくるような糸車で糸にして、さらにその糸を草木染めで自分の好きな色に染めて、そして最終自分で編むという工程だったんですね、子どもたちが。

でも、この方がいらっしやらなかったら本当にできなかったことでしたし、私は本当に、その方がどうしてそんなにみんなのために頑張れるのか当時謎で、その方に聞いてみたら、だって自分の子どもだけが幸せになるなんてことはないから、周りのみんなも幸せじゃないとうちの子も幸せじゃないと言われたんです。私は最初その意味が本当に分からなかったんですが、今は本当にその意味が分かります。

今、教育長のおっしゃったお話の中もそうでしたし、木村泰子先生の講演会でもそんなお話があったかと思いますが、もちろん自分の子どもが大切なんですけど、でもこうして地域の中で学校に通って生きていくというそうした中で、自分の子どもだけの幸せを願うより、周りもひっくるめてみんなが幸せになるように動いたほうが、結局は自分の子どもも一番幸せになるんだなというふうに改めて思います。そして、万が一自分の親と合わない子どもがいたとしても、親以外の大人でもその子のことをちゃんと愛情を持って皆で接すれば、その子はとてもすくすくと成長できます。

そういった気持ちで学校に関わる大人が増えていくことで、本巢市版大空小学校、今言われました本巢市版みんなの小学校、みんなの学校、そういった理想の形が出来上がっていくような気がします。

最後の質問ですが、保護者や地域の方も共に作り上げていけるような学校の今後の方向性についてお聞きいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、今後の方向性についてお答えします。

学校は、そこに存在するものではなく、つくるものです。みんなの学校づくりの主語は自分です。子どもは、自分の学校は自分がつくる。保護者は、子どもが学ぶ学校を自分がつくる。地域住民は、地域の宝が学ぶ学校を自分がつくる。教職員は、自分が働く学校を自分がつくるという、当事者意識を持つことが最も重要です。

自分がつくる自分の学校は、全ての人々が当事者となります。学校に関わる全ての人々が当事者となる学校をつくれれば、何でも人のせいにならない、誰にとっても安心した空気が流れる学校へと生まれ変わっていくはずですよ。

今後、学校に関わる全ての人々と未来に向かう学校を共につくるために、民主的で、創造的で、

対話的な学校文化を構築していくことに力を注いでまいります。

具体的には、各校の学校運営協議会を大改革し、サポーターとしての保護者や地域の方のみならず、主語である子ども自身も会に参画し、学校をみんなでつくり上げていく中核の組織に据えていきます。そこから皆の総意で、各地域に応じたオンリーワンの学校をつくり出していきたいと考えます。

学校は、地域の宝である子どもたちが主語となり、子どもと共に保護者や地域住民が中心となっ

てつくり上げていくべきです。保護者や地域住民は、子どもの成長の土台である土であり、校長や教職員は新しい文化や伝統を巻き起こす風です。

ですが、先生たちは数年たてば異動があり、学校を通り過ぎる風でもあるわけです。だからこそ、保護者や地域が中心となり、土を耕し続けることが大切です。そうすれば、地域の学校がしっかりと根を張ります。つくり上げた文化や伝統は引き継がれ、毎年アップデートし続けるはずで

す。これからの本巢の教育は、子どもが主語の教育を推進し、さらには保護者や地域が土の役割を存分に発揮して、学校には教職員以外の多様な大人がいることが当たり前の学校の文化をつくり出していきます。そして、学校にいる大人は全て子どもたちの味方であり、子どもにとって様々なサポートや安心感が生まれる学校づくりに全力を尽くしていきたいと考えています。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

子どもたちが学校運営協議会に入るような仕組み、本当にまさにこのこども権利条例のある本巢市にぴったりの仕組みで、大変面白そうだなというふうに思いました。子どもたちが会議に入っていれば、大人たちはそこから本当に多くのことが学べる予感がします。わくわくします。本当に真に心の通ったまちになるように、私たちもやっぱり風である動かれる方たちに頼るばかりではなくて、土としての自覚を持ちたいなというふうに思いました。

先週の日曜日に、糸貫ぬくもりの里において、第42回糸貫地域芸能祭が開催されていました。大正琴やマジックやコーラスなど、糸貫支部文化協会に所属する高齢の団体の皆さんが本当に生き生きと発表してみえました。高齢の方がほとんどの会なんです、特別ゲストとして、本巢市内の小学生のアイドルグループが出演したり、中高生がボランティアとして参加されたり、公民館の館長さんを中心に、すごく皆さん和気あいあいと活動されているのが印象的でした。やっぱりこの異世代による交流の場、多様な大人、そして子どもたちが混ざっていくことが、よりこの本巢市の空気を活性化していくんだなというふうに改めて思いました。ぜひともそういった本巢市がこれからずっと続いていくように、私も動いていきたいと思

います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時です。

○議長（今枝和子君）

それでは再開をいたします。

続いて、6番 飯尾龍也議員の発言を許します。

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

一般質問通告に従いまして随時質問いたします。

まず最初に国民保険のことなんですが、私は議員になってから国保の運営協議会の委員としてこれでもう5年目になりますけど、いろいろな事案があつて、非常に不都合なことがしっかり改正されていないなという思いもありまして、この国民保険のことに対して質問したいと思っております。

といいますのは、国保というのは国民皆保険制度が始まって、いろいろな協会けんぽとか健康保険組合以外の方が入るものですけど、それに対して、私は働き始めて、高校卒業して大学も行って、途中で辞めて国保に入つて。何で職業、団体、会社に勤めている人は厚生健康保険組合に入ってきて、その当時は1割負担でしたね。でも、国保の人間の3割でしたね。同じ保険制度に入っているなぜこんな自己負担が違うのかなというのはずうっと思っていました。それは本人が保険者であればそういうメリットがあるのかな、何なのかなという思い。結局は3割負担になりましたね。

というのは、その当時、もう40年前ですけど、戦後これで80年経って半分経ったところでその疑問が常にありまして、制度が全く変わっていないんですよ。今年私の息子も成人になって20年ですけど、20年前にはもう出生数も分かっているし、高齢者の人口も大体人口動態で分かっているんですよ。でも、国自体は全くその保険制度を改良していないという思い。

その辺のひずみは、今全部要するに国民負担率の46.2%ですかね、昨年度。社会保険料が非常に高い、現役世代に負担がかかっているという意味合いで、何か矛盾があるなという思いがありまして、実際、私が国民保険の運営協議会に入つて、国保の保険者である実態と、あと被保険者である市民の場合、絶対先細りになることは分かっていますが、こんな制度を維持運営するのはとても無理だなという思いがありまして、今回、国保の保険料を上げるんですけど、本市の場合は負担軽減という形で岐阜県の21市の中で一番低い状態をつくっていました。これは別にいいことなんですよ、はっきり言って。国保に加入している方の負担軽減を考えて、一番少ない状況で運営をしてきた。でも、その陰に国保診療所というものがあつた。

ここら辺がちょっと隠されているかなという思いもありまして、やっぱり今もう20年経ったんですから、ぜひとも今この機に事業勘定であり施設勘定もしっかり変えていく必要がある。要するに、私たちの後年の世代、子供や孫に負の遺産を残さないために制度設計をするのが今大事じゃないかなと思います。

それで、基本的に国保の負担を今回多分上程するところに保険料は増えますよね。それも、要す

るに岐阜県の県単位という形で統一される予定でありますから、それに向けてというのがあります。

そこで、まず第1問目の本市の保険料の推移をお伺いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

本市の国民健康保険税率につきましては、平成21年度に税率改正を行い、平成22年度からそれまでの医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせた税率8.7%、均等割額・平等割額合計7万2,000円をそれぞれ12.3%9万6,400円と定め、その税率に向けて3段階で税率を上げていくこととし、附則により第1段階として税率9.9%、均等割額・平等割額合計8万900円としました。

しかし、それ以降財政状況が良好であったため、平成26年度にこの第1段階の税率を本則とした条例改正を行いました。

その後、国民健康保険の制度改革があり、それまで市町村単位で運営しておりました国民健康保険が、平成30年度からの県単位化により国民健康保険の仕組みが大きく変わることとなりましたが、保険税率の見直しを行わず、これまで運営をしておりました。

しかしながら、近年は被保険者数の減少や医療の高度化などによる医療費の増加により、現在の国民健康保険税収入だけでは賄えなくなり、毎年国民健康保険基金を取り崩し運営を行っており、国民健康保険の財政は非常に厳しい状況となっております。

そのため、令和8年度から国民健康保険税率の見直しを行わせていただくとともに、国の施策であります子ども・子育て支援金制度の創設による子ども・子育て支援納付金分を新たに規定し、併せて税率11.61%、均等割額・平等割額合計9万4,000円となる国民健康保険税条例の一部を改正する条例を今議会に上程させていただいているところでございます。

被保険者の方々には御負担をおかけすることとなりますが、国民健康保険事業の健全運営を図るためのものでありますので、御理解いただきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

やっと本則に戻すという形で税率を上げるんですね。これからは本当に県統一という形に向かっていくわけなんですけど、その中でやっぱりなぜこれを問題にしたかといいますと、基本的に法的根拠はこれはないんですよ。県統一保険料率にする義務というのは法の裏づけがないものですから、そこら辺をちょっと僕がお尋ねしたいと思ってこれを取り上げました。

といいますのは、2018年度に開始された国民健康保険は都道府県化、単一化になりまして、都道

府県は財政運営責任を負います。資格適用、保険料の賦課及び徴収、保険給付、保健事業などは被保険者に、身近な業務は全て市町村に残されています。

その中で、埼玉県でこの要望が、地方分権改革に関する提案募集、提案事項で、保険料、保険税については市町村の条例で定めることとなっている。そのため、市町村ごとに国民健康保険税条例を改正し、市町村議会の承認を得る必要がある。埼玉県では、埼玉県国民健康保険運営方針において、令和6年度に納付金ベースの統一、令和9年度に収納率格差以外の準統一、令和12年度に完全統一を目指している。令和9年度の準統一後は、県が定める市町村ごとの保険料（税）を合わせる必要があるため、市町村の政策的判断により保険料（税）等を定める余地がなく、市町村条例で定める意義が見いだせない。また、保険料（税）の増は市民生活に直接影響を及ぼすことから、議会において否決される可能性もあり、都道府県内統一に関する将来的な支障と懸念される。保険料（税）率が改正できなかった場合、市町村は改正されなかったことによる税収減をほかの財源で補填する必要があるが、準統一後は一般会計からの繰入れができなくなることから、都道府県から資金を借り入れて補填するしかない。当該借入金の償還のため、将来的に県内の他市町村よりも高い保険料率を設定しなければならない可能性もあるという形で出されているんですね。

これに対して政府の見解は、国民健康保険において保険税の賦課権を市町村が有していることを鑑みれば、租税法律主義の観点からも、保険料率は市町村の条例において特定できるものとする必要があり、現行の市町村と都道府県の役割分担を維持したまま税・料のみを都道府県の条例で定めることは法的に課題があるものとする。保険料水準の統一に向けては、各市町村議会での同意を得ることも含めて合意形成を図っていただく必要があるものと考えており、厚生労働省としても必要な技術的な助言は行ってまいりたい。

要するに、都道府県で条例で決定することは不可能ということを見解しているんですね。要するに、法的根拠のないことに向けて都道府県が音頭を取ってやるんですけど、そこら辺がしっかり国が、けつ持ちじゃないですけど、それをやっていないというのは、非常にここら辺が問題かなと思っております。

でも、市町村単位ではそれに言われたらそれに基づいてやるしかないなという思いがありまして、やっぱり今までの市町村の料率がいいところというのは、各地域、地域に実情に合わせて決めることができ、やっぱりそれによって福祉サービスが充実していると思っっているんですね。

やっぱりそこら辺をしっかりと市町村としては、岐阜県内統一になっていく上で、ぜひとも先般の国保運営協議会でも出ていた保険者努力支援制度の交付金をしっかりと取るということが、非常に地方自治体としては重要ななと思っっています。やっぱりそこで財源を確保して、一般財源等から繰り入れなくてもしっかりと運営できる、国もしっかり責任を持つものやっっていかないと、この国民皆保険制度というのは本当に成り立たないという思いがありますので、この質問に至ったわけです。

それでは、次2つ目の質問で、今後の県内統一に向けてのスケジュールをお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

国民健康保険の運営は平成30年度から県単位化され、県が国保財政運営の責任主体として中心的な役割を担ってまいりましたが、国は都道府県単位化の趣旨を踏まえ、保険料水準統一加速化プランにおいて県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる完全統一に向けた取組をさらに進めるよう求めております。

これを受け、岐阜県では県国保運営方針を改定し、保険料水準の統一の手順・工程表の中で、令和11年度には市町村ごとの医療費指数を反映させない納付金ベースの統一を、また令和15年度までに国が掲げる完全統一の目標達成をすることとし、既に完全統一を達成している先進都道府県の例を参考に、今後さらに市町村との協議を進めていくこととしております。

本市といたしましては、今後加速する協議、議論の中で課題となる事項について十分な調査、検討を行い、適切に対処してまいりたいと考えております。

なお、今回上程させていただきました本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、税率等の改定をお願いするものでありますが、国保財政の健全化が目的であるとともに、将来の完全統一を見据えた税率改定であることを御理解いただきますようお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

岐阜県では令和11年度、統一ベースという形でなられるという形で、令和15年度までに完全統一目標とおっしゃられていまして、統一に向けては全然問題ないと思うんですけど、その保険料率に関して言えば、後期高齢者医療制度ではもう広域連合会議で料率を決定する仕組みになっております。

でも、この国保に関しては、法律の裏づけのないようなことではなかなか市民や国民は納得いかないという思いがあるものですから、ここら辺がやっぱり矛盾しているなという思いで今回この保険制度に関して質問しました。

今後はやっぱり基本的に今の医療保険制度ははっきり言って破綻しますので、協会けんぽや健康保険組合がしっかり後期高齢者等の協会に全部税金で交付金していますので、いろんなところから応援してもらわないと運営していかないという現状がございます。そういうことを地方の声をしっかり国にも届けながら、この医療保険をしっかりと守っていくためにも今後も活動していきたいと思っております。

次、2つ目の質問に入りますが、本巢市の盛土について。

まず、なぜこれを思ったかといいますと、本年7年度の予算で国と岐阜県において予算づけがあったんですね。宅地造成と盛土規制等の調査費が9,000万ぐらい岐阜県はついておるんですね。

というのは、熱海で土石流があった県がありまして、あれを基に多分調査しているんだなと思い

まして、本巢市にどのぐらいあるのかなと思って。

前から気になっているのは、本巢市の場合は数屋にございましてね、盛土、要するに砂利採取地の、あと業者が逃げちゃってそのままというのがあったもんですから、非常にあのままで放っておくのかなという思いもありますし、どうかして解決したいなという思いもありまして、この問題に質問をしていきたいと思っています。

本巢市の場合、盛土の現状、1つ目の質問ですが、ある場所を把握しているかお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

盛土がある場所数の把握につきましては、農政課の管轄となる市内の農地において、農地への復元が行われていないまま盛土状態が続いている違反転用の事案が1件ございます。

この事案は、平成17年4月20日に数屋地内の農地において砂利採取を目的とする一時転用の申請が提出され、その後、平成17年7月14日付で岐阜県知事から転用許可がなされました。転用の許可期間は、平成17年7月14日から平成18年7月13日までの1年間であり、転用期間が終了したにもかかわらず適正な農地復元が行われず、現在に至るまでの盛土状態が継続していることを確認しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

数屋の地区なんですよ。これはもう平成17年、20年ぐらい前になるんですよ。本当に長い間そのままほっぽり出したままで。でも盛土も削られて流出しておる感じで、以前よりは半分なくなっています。でも、その土はどこへ流れているのかなという思いもありますし。

でも、今の現状では農地農村法の食料の基本法が昨年改定されて、しっかり農地を活用するということを位置づけられているものですから、ぜひとも今の原状回復して、優良農地として確保したいなという思いもございましてこの質問に至ったわけです。

また、ここら辺は基本的に平たん地で、山奥に行けば多分土石流となりますけど、平たん部の多いところですからなかなか問題にならないから、そのままほかりっ放しかなという思いもあります。しかし、やっぱりそのままいいというわけではないと思っております。やっぱりどうかして解決していきたいなという思いもありまして、この質問に至ったわけでございます。

2番目の質問で、どのような対応をしているか、よろしくお願ひいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

本市が把握しております盛土箇所につきましては1か所ございまして、平成18年7月13日をもって転用許可期間が終了しているにもかかわらず、適切な農地への復元措置が講じられず現在に至っています。そのため、市では砂利採取事業者及び土地所有者に対し、書面による指導を行い、農地への復元を求めてまいりましたが、農地復元に向けた積極的な対応が確認できなかったことから、平成18年10月30日付で農地転用の許可者である岐阜県知事宛てに違反転用事案報告書を提出し、併せて早急の改善対応をお願いしております。

その後、平成19年2月から平成20年11月までに岐阜県知事から砂利採取事業者に3回の勧告書が発出されましたが、再三の指導にもかかわらず農地復元が進まない状態が続いています。

その後、砂利採取事業者との連絡が途絶えてしまい、事態の改善に向けた対応は非常に困難な状況となっております。

今後の対応につきましては、農地転用の許可を所管する岐阜県農村振興課では、砂利採取の認可を所管する岐阜地域産業労働室と連携し是正に向けた対応を進めていきたいとの考えを示されましたが、砂利採取事業者との連絡がつかないことや、土砂の撤去に多額の費用を要するなどの課題があると聞きしております。

市としましては、引き続き農地パトロールを実施し、岐阜県農村振興課に結果報告を行うことで対応していきたいと考えています。

いずれにしましても、この案件につきましては、農地転用を許可した岐阜県農村振興課の対応になりますので、市としましても、できる限りの協力を行い、早期解決に努めていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

この数屋の農地の面積と地権者は何名ですか。再質になりますけど、よろしくお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

面積はおおよそ6,000平米、地権者は平成17年当時は4筆で4名の地権者でございましたが、死亡等があつて相続があり、現在の所有者は3名となっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

6,000平米で当初が4名ということは、本当に1枚当たりが筆狭いですから、それで問題なんかなという思いもあるし、でも3名ということが分かっているならば、今後しっかり地元の人に御意見聞いて、何かいい方法はないかなという思いもありますし、せつかくの土を見ている限りそんなに悪い土じゃないもんですから、私としては企業誘致等で企業造成等に適しているのかなという思いもありますので、ぜひ法的問題なければ地権者等と関わり合いながら、ぜひ解決に向けて前向きに対応したいなと思っておりますので、岐阜県とも協議しながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひお知恵を借りながら執行部とやっていきたいと思っております。

盛土については以上にしておきます。

次、3つ目の道路交通法改正ですね。

本年の4月から自転車に乗る方には青切符が切られますし、9月からは生活道路は速度制限は30キロになります。車線の幅が5.5メートル以下ですかね、中央線がない道路に関しては基本的に大体30キロ規制になりますものですから、それに対して法律を全市民が知っているとは、しっかり検索すれば全部出てくるんですけど、やっぱりこういうことは事前に知っておかないと、いざ検挙されて知らなかったようでは済まないですから、市民のための周知という形でこれを質問の項目に入れました。

まず1つ目の質問ですが、道路交通法改正の周知はどのようにされておりますか、よろしく願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、またその原因として自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることから道路交通法が改正され、本年4月から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されることとなりました。

また、本年9月からは改正道路交通法施行令により、生活道路における自動車の法定速度が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられます。

道路交通法改正等の周知につきましては、これまでも岐阜県警察により行われておりますが、本市といたしましても広報紙やホームページ、毎年開催している市交通安全大会などにより周知するとともに、本巣地区交通安全協会本巣支部や、北方地区安全運転管理部会本巣支部と連携を取りながら、啓発活動などを通じて制度の周知を図ってまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

安協と連携を取りながらやっていかれる形ですね。

これも、要するに私の自宅の長良糸貫線の抜け道として集落内を抜ける乗用車が朝はいるんですよ。それが、とても多分この改正法をやってから60から30キロに落ちるといふ思ひは多分想像できないものですから、あえてこれを質問したんですね。

といいますのは、やっぱり集落内を抜け道で使う場合、非常に危険かなと思います。ましてや朝や夕方の通勤・通学ラッシュのときにこういうことは、30キロだけはちゃんとそれを気をつけて歩行者等に安全配慮して運転する方が多いかなという思ひは、当然9月になったからやるという保証は全くありません。やっぱりそういうことは事前に周知して、警告なりでしたほうがいいかなという思ひもありましてこの問題を取り上げたわけですけれども、私も毎朝見守り隊やっていて、やっぱり通学路なのに何でこんな急いでいくのかなという思ひもある。やっぱりそこら辺の配慮は非常に薄い運転者も見えますので、やっぱりそういう方々にもしっかり周知してもらって、今の時間帯は30キロなら30キロという形で走行してもらうのは非常に大事かなと思います。

やっぱり事前に頭に知識で身につけていけば、そのように行動も変わると思ひます。やっぱり考えが変われば行動も変わると思ひますので、重要だと思ひてこの案件をしたんです。

その先に多分長良糸貫線をしっかり早く造ることが大事かなとは思ひていますが、なかなか一人の思ひではつかないし、予算がつかないと道路整備もされないという現状もありますし、なかなか難しいのかなと思ひます。

もとまるパークができてから非常に交通量が多いですね。土・日でも、昨日・一昨日でも非常に多くて、また10時のモレラの開店と、9時50分ぐらいになると家の前の信号のところ辺まで渋滞ですよ。ちょっとどうにかしてもらいたいなという思ひもありまして、やっぱりそういうものを、周辺の道路整備をしっかりしながら、道路交通法が改正されて30キロになって安全になるんだなという思ひもありますけど、しっかりそれが市民に伝わっていないと意味がないかなと思ひます。

また、4月からの自転車の交通違反の青切符もそうですけど、多分この自転車というのが一番市民、国民にとって交通ルールを守るといふことの大事さ、命を守るといふことも大事ですけど、そこが大前提で、交通法規を守ることからいろんな法律を守るといふことが多分芽生えていくんじゃないかなと思ひます。入り口として非常に大事かと思ひています。これもやっぱり高校生になって、今は努力義務でヘルメットをしていないんですけど、今高校においては努力義務のヘルメット必ず着用した上でしか通学の許可を出さないよという動きもございまして。やっぱりそれだけ自分の身は自分で守るといふ法令遵守、交通安全のことは非常に大事かなと思ひます。そこから法の遵守を守っていくことによつて社会が回っていくかといふところを気づいてもらうためにも、非常に大事かと思ひております。

次に2つ目ですけど、集落内に新たに標識等計画はあるか、よろしくお願ひいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど御説明いたしました制度につきましては、道路交通法に基づく交通規制に当たるものです。

道路標識のうち交通規制に当たる標識については公安委員会が設置するものであり、今回の関係法令の改正に当たって必要となる標識は、公安委員会による判断の下、適切に設置されるものと考えております。

なお、本市の管内を管轄する北方警察署に新たな標識の設置について確認を行ったところ、法定速度については標識標示はなされず、今回の引下げに伴い新たに標識を設置することはないとの回答をいただいております。

いずれにしましても、本制度の導入の背景にある事故防止、円滑な通行を確保するという観点の下、安全・安心で交通事故のないまちづくりを進めるため、関係機関と連携をしながら、自転車に関する規制を含めまして継続的な啓発に努めてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

設置等は多分ないとは思いますが、今学校周辺等はゾーン30というのがありますから、ぜひともそういうのもしっかりと、一部の小・中学校じゃなく、全部の公共施設等の周りだけでもそういうのをしっかりと表示、注意喚起するようなものを作ってもらうと、非常に安心・安全のまちになるんじゃないかなという思いもございます。

といいますのも、こういうものは意識づけだと思っているんですね。長野県が横断歩道で止まるドライバーはどのぐらいいますかといって全国でワーストの順位だったんですけど、その意識を変えるため、にみんな横断歩道を渡るときにはしっかりとドライバーは止まりましょうという形にしたら、ワーストテンぐらいのが今度はベストテン以内の、それこそ二、三位に上がっています。これは要するに意識づけですぐ変わるものですよ。

だから、そういうのは非常に大事なんですよね。また、それが入り口として子供たちの教育、安全教育に関しても、交通ルールを守ることによって自分自身も安心になるし、周りの人も安全・安心の社会をつくれるというのは大事だと思っておるので、こういうルールの守ることの重要性を再認識するためにも、この質問を取り上げさせていただきました。

あともう一つ、多分警察行政というのは罰金取って何ぼだと思っていますから、予算確保のためにこういう罰則制度、青切符ですね、自転車に來たんですね。基本的に自動車事故ははっきり言って右肩下がりで減っています。要するに、自動運転等で自動衝突回避で來ていますから、右肩下がりでどんだんなるんですけど、じゃあどこで予算確保するかといたら、基本的に弱いところでは

から、まず自転車でちょっと乱暴な走りをしている者から取ってやろう、そんなもんだと僕は思っています。要するに生かすも殺すも為政者がやることですから、そこら辺はやっぱり市民が理解していないと、上手にやられちゃうと僕は思っています。

だから、そこら辺を、交通のルールなんかでも、それにあえて反するわけじゃないですけど、そのように私たちも自己防衛として反則金を取られないようなことは、交通ルールを守ることによって自分の身を守って、自分の懐を守ることにつながりますので、ぜひ市民の皆様にこういうことを知っていただくことは非常に大事なかなと思っております。

最初の質問に戻りますが、医療保険制度という非常にみんなが安心・安全で、この日本だけしかない、この取りあえず早く始めた保険制度をみんなで守るためには、自分さえよければという考えではとてもじゃないけど回っていかないと思っていますね。この思いというのは基本的にお互いさまだと思っていますね。要するに、経済的に応能負担をしっかりとやっていくことが、水平的と垂直的公平というものが達成されて、これが社会の回っていくベースだと思っているので、ぜひこういうこともしっかり皆様の頭の中に入れていただいて、何をもって公平かということを考えていながら、また今後議員活動をやっていきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（今枝和子君）

続いて、7番 片岡孝一議員の発言を許します。

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で、大きく分けて4つの一般質問をさせていただきます。

それでは、1つ目の質問をさせていただきますが、高齢者移動支援の現状と今後の方向性について。

本巢市もどんどん少子高齢化して高齢者が増えていく中で、高齢者を支援していくために、1項目め、高齢者や買物弱者などの移動困難者の実態調査や現状把握はできていますか、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

高齢者や買物弱者などの移動困難者の現状把握の方法については、民生委員・児童委員が独り暮らしの高齢者宅を訪問し、安否を確認するとともに、日常の困り事などを聞く高齢者ぬくもり訪問事業の中で把握しております。

また、移動困難者の現状把握以外にも、複雑化、複合化した課題や支援ニーズを把握した場合に

は、地域包括支援センターによる訪問支援につなげるなど、アウトリーチを想定した支援体制を整えているところでございます。

しかしながら、健康状態や身体機能など日々変化する全ての高齢者の実態を把握することは、行政や関係機関による見守りでは限界があり、見守る人、見守られる人を特定せず、日々の生活の中で見守りの輪を広げていただき、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等にも少しでも異常が見受けられるようであれば市に報告していただくことで、市及び関係機関による訪問事業等の実施により、高齢者の自立支援と住み慣れた地域での安心生活の実現に寄与できるよう、市といたしましても支援してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

健康状態や身体機能など日々日々変化しますので、日々の生活の中で見守りの輪を広げていただき、移動困難者の実態調査や現状の把握をし、高齢者の自立支援と住み慣れた地域での安心生活の実現に寄与できるように、今後も支援をよろしくお願いいたします。

2項目め、買物や通院が困難となった高齢者の相談窓口と支援体制は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

買物や通院が困難となった高齢者の相談については、福祉総合相談室の地域包括支援センターが窓口となり、相談者の相談内容に合わせて適切な移動支援の助言等を実施しているところでございます。

市の支援体制としましては、高齢者タクシー助成事業による外出支援を実施しており、令和8年度からは事業名を高齢者外出支援事業に改め、従来のタクシー利用助成だけでなく、交通系ICカードチャージ代も助成するなど公共交通機関を活用した高齢者の外出支援として引き続き実施してまいります。

また、社会福祉協議会の地域福祉課において、無償で車両の貸出しと運転手を派遣する買物支援事業を実施しております。

この事業は、自治会として月1回や2回と継続的に実施していただく必要がありますが、買物に不便を感じている高齢者等を対象に、地域の集合場所からスーパーなどの店舗まで送迎し、自由に買物ができるように支援をしているところでございます。現在、中、越卒、木知原、宝珠ハイツ、

北野、春近、仏生寺、高砂町、神明などの一部の自治会において事業が実施されております。

また、新たに事業に取り組む意思のある自治会があれば、社会福祉協議会地域福祉課において事業実施までのサポートや助言等を行っております。

本市としましても、高齢者の移動や外出を支援することはフレイル予防にもつながることから、引き続き事業に取り組んでまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

高齢者タクシー助成事業を令和8年度から高齢者外出支援事業に改め、従来のタクシー利用助成だけでなく、交通系ICカードチャージ代も助成され、バスや電車などの公共交通機関の利用が容易となり、高齢者の社会生活の範囲が広がります。

また、無償で車両の貸出しと運転手を派遣する買物支援事業もしてくださり、ありがとうございます。高齢者の移動や外出を支援し、心身の活力を維持・向上させる取組をすることでフレイル予防につながりますので、今後も高齢者の相談窓口と外出支援をよろしく願いいたします。

3項目め、高齢者の移動困難問題は、

免許返納後の孤立や健康寿命の低下に直結する深刻な問題です。免許返納者や運転が難しくなった高齢者に対し、本巢市として病院とか買物支援等、移動手段をどのように確保していくお考えですか、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをいたします。

本市における令和6年度の運転免許証の返納者数は128人で、増加傾向にあります。今後もこの傾向が続くと考えられ、地域公共交通の重要性はますます高まっております。

市では、市民の移動手段確保のため、根尾地域で3路線、南部地域で4路線の市営バスを無料運行しております。

また、運転免許を有しない75歳以上の高齢者や重度の障害のある方の社会生活の範囲を広げ、福祉の増進を図るため、これらの方がタクシーを利用する場合の乗車運賃に加え、バスや電車等の公共交通機関を利用する際に利用される交通系ICカードチャージ代への助成を行っていきます。

さらに、樽見鉄道におきましても、高齢者割引制度の樽鉄シルバー会員の申請を随時受け付けており、沿線にお住まいの65歳以上の方であれば、どなたでも会員になることができ、1乗車当たり初乗り運賃で終点までどの区間でも乗降できる企画を提供しております。

また、本年4月からは、根尾地域の歯科診療の廃止に伴い、歯科診療の機会の継続と、高齢者や移動制約者の買物など日常の移動手段の確保を目的とし、根尾分庁舎から本巢地域南部への往復バスの運行を開始します。今後もこれらの取組を継続し、移動が困難な方を支援してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も免許返納者や運転が難しくなった高齢者や移動が困難な方に対して、御支援をよろしくお願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきますが、移住・定住と少子高齢化対策の取組について。

人口減少していく中で住みやすい本巢市を築くために。

1項目め、本巢市の移住促進施策として空き家バンクの活用、おためし地域おこし協力隊、おためし農業と、生まれ育った地元を出て都市部で働いた後、再び地元に戻るUターン、生まれ育った出身地とは違う地方に移住するIターン、生まれ育った地方から都市部に出て働いた後、地元の近くの地方都市へ移住促進するJターンといいますが、U・I・Jターン促進、移住支援の現状は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

初めに、本市の移住促進施策の一環として実施しております空き家バンク制度につきましては、市民から売却または賃貸を希望される空き家物件をお申込みいただき、公益社団法人岐阜県宅地建物取引協会岐阜北支部において審査を行い、取扱い可能と認定された物件を本市のホームページに掲載し、広く紹介をさせていただいております。

平成28年度から令和8年2月末までに実に71件の物件を登録いただきまして、そのうち46件が成約をしております。また、空き家バンクに関心を持たれ、制度の利用申込みをされた方は延べ154名となっております。

次に、地域おこし協力隊事業の現状でございますが、令和7年9月から広島より移住された隊員1名が現在根尾地域で活動をしており、令和8年4月から、さらに2名が着任予定でございます。これまで11名の隊員が市内で活動いたしまして、退任後も6名が本市に定住をしております。

本市では、全国的に課題となっております隊員と地域の活動や求められる人材のミスマッチを防止するため、令和6年度から採用前に2泊3日で地域を体験するおためし地域おこし協力隊制度を導入しまして、隊員と地域双方の相性を確認することで早期離任や活動不振の防止を図り、安心し

て活動、移住できるよう進めております。

そのほか、移住・定住支援策といたしましては、市内で住宅を新たに取得し、居住される方に、もとす暮らし応援補助金を交付しております。また、国の移住・定住促進制度に基づき、東京圏からの移住者に対する移住支援金の交付も実施しております。

そのほか、根尾地域の水鳥住宅につきましては、入居後一定期間を経過し、継続して居住を希望される方に対しても住宅及びその敷地を無償で譲渡しておりまして、さらに隣接する分譲地につきましても無償で譲渡するなど、根尾地域への移住・定住促進に努めております。

次に、情報発信及び広報活動面では、西美濃創生広域連携協議会の連携市町と共に、東京・大阪での移住フェアや岐阜県主催の移住フェアに参加し、本市の魅力を積極的に発信しております。

また、本市の魅力をまとめた冊子の「本巢本」、こちらを東京、大阪、名古屋にある清流の国ぎふ移住・交流センターや、東京にある岐阜のアンテナショップ岐阜トーキョーにも配置し、広く周知に努めております。

さらに、ふるさと納税の寄附者に対しまして、返礼品と併せて寄附の使い道であったり本市のPRチラシを送付いたしまして、令和7年度からはInstagramも活用し、情報発信を強化いたしております。

また、本市の現状を把握、分析した本巢学の冊子を市内の高校へ配付し、出前講座などで活用することで、本市の自然や文化、産業への理解を深め、将来的な定住促進にもつなげてまいります。

さらに、移住を検討される方が実際に本市を体験していただくため、地方創生事業として外山地域のゲストハウスcouchを整備しまして、田舎暮らし体験や農業体験の場として活用しております。

今後も多くの方に本市の魅力を知っていただく機会を増やし、移住促進施策の充実と定住支援の強化に努めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も多くの方に本巢市の魅力を知っていただく機会を増やし、移住促進施策の充実と定住支援をよろしく願いいたします。

2項目め、少子化対策、子育て支援、子育て世帯が定住したくなる教育の在り方は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

子育て世代が定住したくなる教育の在り方についてお答えします。

子育て世代にとって教育は、転居や新築など居住地を選択する際の重要な判断材料となるものです。

本巢市の教育は、日本の教育を先導する本巢市型のオンリーワンの教育を志向し、今と未来を幸せに生きる主体者を育成してまいりました。特に、子どもが主語の教育を推進し、自律した子どもたちを最上位の目標に掲げ、自分で考え、判断し、行動する力などを確実に高めてまいりました。

中でも、昨年度から進めてきた子どもの手によるこどもの権利条例の取組は、「全ての子どもが幸せであるために」をミッションとした革新的な実践となりました。子どもたちは自分の言葉で語り、対話を重ね、「自分の学校は自分がつくる～自分を認めてもらえる権利～」をつくり上げ、子どもたちが学校をつくる当事者となって学校改革を進めてきました。

市内の学校では、一人一人の存在が認められ、安心して学校に来られること、さらには子ども発案による探究学習、マイプラン学習などの実践も生まれ、子どもがつくる学校へと大きく変わっていきました。

学ぶ当事者を育て、学校が楽しい、学校が心地いい、学校は安心という環境は、移住・定住の鍵になると確信しています。

また、非認知能力を高める運動遊びを中核とした幼児教育の充実、全ての子が安心して通えるための幼小架け橋プログラムの創出など、幼・小・中一貫した教育も定住の大きな要素となります。

加えて、数学のまちづくり、ホープ防災リーダー、子ども学芸員、ジュニア司書など、子どもが自ら選択し、自由に挑戦できる環境を整え、自分の得意を伸ばす子どもが育っていることも本市の特色と言えます。

これらの取組は、東京大学、早稲田大学、北海道大学などの教育研究者からも高く評価され、全国でのシンポジウムや学会での発表、全国教育誌への寄稿も非常に多くなり、様々な場で本巢市の教育の真髄を紹介できるようになってきました。

さらに、市への視察団は東海・北陸をはじめ、北海道、青森、熊本、鹿児島などからと毎年増え続け、本巢市の教育への共感と支持が広がっています。それを、それぞれ自発的に発信していただいていること、さらには市のホームページなども効果を上げ、本巢市の教育を受けたいという声や問合せも多くなりました。

また、特に根尾学園については、全国移住フェアにおいて特色ある教育をリーフレットにまとめ、移住について働きかけるとともに、長崎県壱岐市のいきっこ留学制度を参考に、教育移住や留学制度の体制整備を進めているところです。

今後も、真に子どもを真ん中に据えた子どもが主語の教育を推進するとともに、その教育内容を効果的に発信し、移住・定住に結びつけてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

全国的に少子高齢化していく中で、住みやすい本巢市を築いていくためにも、本当に先ほど教育長がお話しされました幼・小・中一貫教育等、本巢市の教育を受けたい、素晴らしい活動だと思えます。今後も少子化対策、子育て支援、子育て世帯が定住したくなる本巢市の魅力ある教育をよろしく願いいたします。

3つ目の質問をさせていただきますが、少子高齢化や人口減少に伴う地域経済の縮小、コミュニティーの弱体化といった課題に対し、具体的な産業復興、移住・定住促進、持続可能な地域づくりを主軸に、観光資源の有効活用や住民主体のイベント開催など経済と交流の両面から本巢市の地域経済・産業活性化について、本巢市の地域活性化、未来の希望ある本巢市を築くために。

1項目め、企業誘致の促進策の現状と課題は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

本市では企業に対する奨励金制度を設けており、市内に新たに工場を新設または増設した企業に対して、操業開始翌年から5年間固定資産税相当額を誘致奨励金として交付しています。

さらに、指定事業者に、指定の日から満10年を経過するまでの間に市内で1年以上常時雇用された従業員1人につき30万円を雇用奨励金として交付し、経済的な支援を行っています。

また、企業用地の取得から造成工事までを市が一括して実施するオーダーメイド型の事業を実施しており、これまでに温井地区や、現在事業実施中の浅木地区及び北屋井地区において実績を上げています。

さらに、企業が自ら用地を取得し、開発を行う自社開発型については、農振除外、農地転用、開発協議などの申請協議に際して、関係機関との調整や助言、事前相談を含めたワンストップ支援を実施し、円滑な企業誘致の促進に努めています。

企業誘致を推進する中での課題としましては、用地取得の際に土地所有者の承諾及び関係権利者の理解と協力が必要であります。

また、東海環状自動車道開通の影響もあり、もとまるパーク周辺の産業誘導地区への進出への御相談も増えていることから、新たな企業誘致が可能な用地の確保が重要な課題であると認識しています。

このため、地域の実情を十分に踏まえつつ、土地所有者等への丁寧な説明と個別の課題に応じた調整を行うとともに、現在見直しを行っております土地計画マスタープランにおいて、新たな産業誘導地区の設定を行うなどして企業用地の確保を図り、企業誘致の推進に取り組んでいきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も地域の実情を十分に踏まえつつ、本巢市の農業の活性化を考慮し、企業誘致の促進を今後
もよろしく願いいたします。

2項目め、モレラ岐阜も土・日は駐車場がいっぱいになり、近隣の市町の人だけではなく愛知県
や三重県からも来られ、冠山トンネルができたことで福井県からモレラ岐阜に来られたり、もとま
るパークができ、東海環状自動車道の本巢インター、本巢パーキングができたことで、本巢市へ来
られる方も増えてきました。

本巢市の観光・交流人口をもっと強化させるために、SNS等を活用した情報発信の現状と課題
は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

東海環状自動車道の本巢インターチェンジ、本巢パーキングエリアの開通を契機に、市内外に本
市の産業や文化及び観光資源の魅力を発信し、交流人口の拡大を目指すため、SNS等を活用した
情報発信を行っています。具体的にはフェイスブック、インスタグラム、X、もとメールのSNS
アカウントからイベントや観光資源の情報発信を行っています。

さらに、西美濃夢源回廊協議会とも連携し、広域的な観光情報の発信に努めています。同協議会
は、西美濃地域の観光資源やイベント情報を統合的に発信することで本市の魅力を幅広く伝える役
割を果たしており、市のSNS発信と相乗効果を発揮しています。

また、観光協会が運営する観光マップを中心に、食べる、買う、遊ぶ、観るというカテゴリー別
で情報発信を行い、グーグルマップとの連携により来訪者が目的地までナビゲーションを利用でき
るようにしています。

しかし、市内には四季を通じて来訪者が滞在する観光施設や宿泊施設がないことが課題であり、
SNSで観光資源の魅力を発信しても経済効果を見込むことが難しい状況です。

今後も、市の観光・交流人口を増加させるため、インフルエンサーの活用やマスメディアとの連
携も検討し、SNSを活用した情報発信を引き続き行うとともに、近隣市町との連携した広域観光
や市内での消費拡大の推進など、市内のにぎわい創出と地域経済の活性化につなげていきたいと考
えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

本巢市の観光・交流人口を強化させ、市内のにぎわい創出と地域活性化につなげるために、今後も積極的な情報発信をよろしくお願いいたします。

4つ目の質問をさせていただきますが、地域コミュニティの活性化・持続可能な地域づくりについて。

家族や地域が助け合って幸せな家族環境をつくるために。

本巢市だけでなく、多くの自治体で抱える課題に、地域コミュニティの弱体化があります。弱体化してしまった大きな要因は、人間関係の希薄化ではないでしょうか。内閣府の世論調査によれば、地域での付き合いは十数年前と比較して約15%も減少しており、数字の上からも希薄化の進行が確認できます。

この先、希薄化がさらに進行すれば、人口減少と相まって防災機能の低下、生活環境の悪化、活気や娯楽の喪失、ひいては市内経済への悪影響といった様々な問題が顕在化すると思われま

す。1項目め、本巢市の災害時の助け合いや犯罪抑止につなげる取組は、御見解をお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

市では災害に強いまちづくりを進めるため自助、共助、公助の3つの仕組みをバランスよく構築し、地域防災力の向上に努めておりますが、特に共助においては自治会等の地域コミュニティの役割は重要です。また、防犯の観点においても同様であり、安全・安心な地域社会を構築するためには、地域コミュニティと市が連携して取り組むことが重要であると認識をしております。

まず、防災のための取組として、各自治会が組織する自主防災組織の活動を支援するため各組織での防災訓練等の活動や、各組織において防災備蓄等の整備を進めていただくための補助金を交付し、財政的な支援を行っております。

また、地域の防災リーダーを育成するという観点から、防災士資格の取得を支援しており、今年度までに約400名の方が資格を取得していることから、来年度に向けて防災士会の設立を目指しております。

そのほか、毎年の市総合防災訓練において各自主防災組織での訓練を実施していることに加え、市職員が防災に関する出前講座も実施するなど防災意識の向上に努めております。

次に、防犯のための取組としては、防犯カメラの設置に対する補助金を自治会等に交付し、地域による主体的な防犯活動を支援しているほか、地域の見守り隊による子どもたちの安全を確保する行動も行われており、地域全体での安全・安心に向けた取組が実施されております。

今後とも、ハード面における取組と併せて人材の育成確保も含め、地域活動に対する支援を継続的に実施していくことにより、地域コミュニティの主体的な防災・防犯活動を推進し、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も災害時の助け合いや犯罪抑止につなげる取組を市民の命を守るために、安心・安全なまちづくりのために、よろしく願いいたします。

2項目め、自治会加入率ですが、総務省の調査では2013年から10年間で10%低下し、2023年時点で全国平均62.7%となっています。全国的に少子高齢化していく中で、地域コミュニティ活動が縮小、減少していつています。

本巣市としての地域コミュニティの現状と活性化に向けた今後の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市の地域コミュニティの現状につきましては、毎年の自治会加入率からも一般的に住民の高齢化の進行と若年層の価値観の相違などにより地域コミュニティの希薄化が進んでいると感じており、加えて令和2年から数年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動が行えなかった時期もあり、その後、地域のコミュニティ活動が縮小、減少していることを多くの自治会からも聞かれます。

また、核家族化や生活様式の多様化が進む中で、住民同士の協力や交流の場が減少してきており、結果として自治会などの地域活動への参加者も減り、地域コミュニティへの結束力も弱まっていると考えられます。このことは、本市におきましても同様の傾向があると思われ、地域コミュニティ、自治会活動はますます難しさを増してきております。

活性化に向けた取組といたしましては、市では自治会への加入促進といたしまして、市民課の窓口で転入者に対し自治会加入への御案内を配付し、災害時や困ったときに支え合うことができる自治会の大切さをお伝えしていただいているほか、住宅地等の開発事業の際には、事業者に対して開発区域の自治会長とよく打合せをしていただき、入居者に対し自治会加入を促進するように指導をしております。

また、自治会活動への財政的な支援といたしましては、自治会におけるコミュニティ活動や市

政への協力活動に対し、毎年自治会活動事業補助金として各種事業を対象に交付しており、地域の連帯意識の高揚、住民福祉の向上及び市政の円滑な運営を図っております。

引き続きこれらの取組を継続することにより、地域コミュニティの活性化を図ってまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も自治会活動への支援や地域コミュニティの活性化に向けた取組をよろしくお願いいたします。

3項目め、移住者と既存住民の交流促進の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

移住者と既存住民の交流促進に関しましては、自治会の各種コミュニティ活動が大きな役割を担っていると考えます。

自治会は地域の基盤として様々な交流の機会を提供しており、具体的には自治会主催による地域行事、清掃活動や防災訓練などの各種活動を通じて住民が自然に顔を合わせ、親睦、交流を深める場を設けております。

また、地域のルールや行事についての説明、相談なども自治会が担っており、新しく地域に来られた方々が安心して生活できる環境づくりに努めております。

先ほどの質問でもお答えしましたが、市では自治会活動に対する財政的な支援としまして、毎年自治会活動事業補助金を交付しております。

今後も引き続き自治会活動を支援し、持続可能な地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も地域コミュニティの活性化、持続可能な地域づくりのためにも、新しく来られた方々が安心して生活できる環境づくりに努め、移住者と既存住民の交流促進の取組をよろしくお願いいた

します。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

2番 堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

先ほどは携帯電話が鳴りまして大変失礼しました。

マナーモードにしてあったんですけども、昨日使ったアラームが鳴ってしまいました。以後、気をつけます。失礼しました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分です。

午後2時17分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

続いて、8番 高橋時男議員の発言を許します。

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして順次質問をさせていただきます。皆様、大変お疲れかと思いますが、あとしばらくの間、御辛抱いただきますようお願いをいたします。

それでは早速、1つ目の住宅地の擁壁についてから質問をさせていただきます。

昨年9月、東京都墨田区の住宅地で高さ四、五メートルの擁壁が崩れ、木造2階建て住宅が崩落し、瓦礫の一部が道路を挟んだ隣地のマンション敷地に達するという事故が発生しました。杉並区によれば、崩れたのは築57年のコンクリート造りの古い擁壁で、この擁壁について、区は毎年の現地調査に加えて、所有者に対し十数回にわたり文書や対面で補強工事等、改善を指導されていたようですが、所有者は複数回モルタルによる亀裂部分の補修をただけで、根本的な対策は講じなかったとのことでした。

同じような事故が2020年2月に神奈川県逗子市でも発生しており、マンション敷地の斜面が崩落し、このときは高校生が巻き込まれ死亡されています。近年、こうした擁壁の崩落事故が増えてきており、また本市においても擁壁のある住宅密集地がございますので、今回この質問を取り上げさせていただきます。

それでは早速、1点目の質問です。

住宅地の安全性に問題のある擁壁についての認識と本市の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

住宅地の擁壁は、宅地造成地や傾斜地の住宅地に設置され、土地の高低差による土砂の崩落を防止する重要な構造物でございます。高さ2メートルを超える擁壁の設置・造成については、建築基準法上の工作物に該当し、着工前に岐阜県または指定確認検査機関へ建築確認申請を行い、設置完了後には、検査済み証の交付を受けることが義務づけられております。

杉並区の崩壊や事例については議員御紹介のとおりでございますが、本市内におきまして、杉並区や逗子市のような危険な状態となっている擁壁の報告や相談は今のところ把握しておりません。

少し大きな範囲の調査ですけれども、岐阜県が平成27年度から平成29年度にかけて実施いたしました大規模盛土造成地調査において、宝珠ハイツ及び徳山団地の2か所が大規模盛土造成が行われた住宅地として抽出されております。これらの地域は、造成から40年以上が経過しているものの、同調査の現地調査における危険度判定では、地下水の影響、宅地地盤や擁壁、のり面の変状、盛土下の不安定な土層の有無などを総合的に評価した結果、いずれも大きな安全上の問題は認められませんでした。

しかしながら、外観上は目立った損傷が認められない場合でも、擁壁内部の構造劣化や排水機能の低下が進行している可能性を否定できるものではありません。調査結果において重大な安全性の懸念はないものの、近年の気候変動等による影響を踏まえすと、住宅地の安全対策の一層の強化が不可欠であると認識しております。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

幸いにも今のところ危険な状態の擁壁の報告や相談は把握されていないということで、ひとまず安心をいたしました。

杉並区の擁壁の崩落事故後、責任の所在ということが気になりましたので調べてみました。擁壁が崩落し、第三者に損害を与えた場合、民法717条の土地工作物責任により、賃借人や管理人など土地の占有者に過失がある場合は占有者の責任となり、占有者に過失がない場合は所有者の責任が問われます。

また、行政側の責任については、建物や擁壁などは建築基準法や盛土規制法、建物が空き家であれば空家法の規制対象になり、危険性が高いなど特定の条件を満たした場合には、自治体は所有者に対して法的手続を経た上で修繕などの措置を取るよう命令できますが、現実的には代執行にまで進む例は少なく、なるべく強制手段ではなく、その前段階での指導や勧告によって所有者に自主的

に対応してもらおうとする対応が多いようです。

ここで2点目の質問をさせていただきます。

安全性に問題のある擁壁がある場合の市の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

本市内の既存造成地につきましては、これまでのところ大規模な土砂災害や擁壁の崩落事故等は発生しておりませんが、近年は全国各地で大型台風や記録的な大雨に伴う土砂災害が頻発しており、住宅地の安全対策の重要性は一層高まっております。

擁壁の多くが私有地内に設置されていることから、その日常的な維持管理は原則として所有者の責任であると認識しております。特に、造成から長期間を経た擁壁においては、外観上の異常が見受けられなくとも、内部の劣化や排水機能の低下が進行し得るため、所有者による適切な維持管理の促進が不可欠です。

市民の方から相談があった場合には、以上の点も踏まえまして、所有者に対し適切な情報提供や助言を行い、早期に問題が是正されるよう努めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

原則として、所有者の責任の下で適切な維持管理の促進が不可欠であるということ、また市民から相談があれば、適切な情報提供や助言などを行うなど相談にも対応していただけるということが分かりました。

ここで再質問をさせていただきます。

例えば、橋梁の場合ですと、市のほうで5年に1回、定期点検などを行っていただいておりますが、擁壁についても定期的な点検を実施されているのかをお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、私有地の擁壁につきましては、原則として所有者の責任において維持管理していただくものでございます。現状の法律上においても、市が点検を行う

ような立入権限や義務は位置づけられていないのが現状でございます。

個人の所有物であるため、現時点において市が点検を実施するということは困難であると考えております。

[8 番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

現時点において、私有地内に設置してある擁壁については定期的な点検の予定はないということで理解をいたしました。

擁壁は、ひび割れなどがあれば素人でも目視で確認できますが、外観上目立った損傷がない場合は、擁壁が安全かどうかは素人にはなかなか分かりません。一番よいのは専門家による現地調査の診断ですが、それもそれ相当の費用が発生いたします。

先ほどの答弁にもありましたように、宝珠ハイツや徳山団地は大規模な盛土造成が行われた住宅地で、既に造成から40年以上が経過しており、昨今の線状降水帯による豪雨などを鑑みますと、不安は払拭できません。

私は、擁壁を持っておられる多くの方が、ふだん擁壁にはあまり気にかけておられないのではないかと考えています。

そこで、擁壁をお持ちの方々に対して、次の3点を周知していくことが必要ではないかと考えます。

1つ目は、擁壁のある土地を所有している方には、擁壁の崩落等の災害が生じないように、常に安全な状態に維持管理をする責任があるということ。2つ目は、自分の住宅地の擁壁について常に関心・注意を払い、目配りしてもらうこと。そして3つ目は、擁壁の状態を確認するなど定期的に安全点検を実施してもらうことです。

国土交通省は、専門知識がなくても、素人でも、大まかな目安として擁壁の危険度を知ることができる我が家の擁壁チェックシートというものを作成しています。私は、こうしたものも活用しながら定期的に擁壁の状態を点検、危険度をチェックしてもらうよう誘導していくことが何よりも重要ではないかと考えます。

そこで、3点目の質問をさせていただきます。

擁壁を持っている方に点検実施を促す啓発活動の必要性についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年、豪雨の激甚化や大規模地震の発生が懸念される中、擁壁の安全性を事前に確認し、必要に応じて専門家による点検や補修を行うことは、災害の未然防止の観点から極めて重要であります。

市といたしましても、議員御指摘いただきましたとおり、非常に啓発活動は重要だと思っておりますので、広報紙やホームページ等を活用して、擁壁の定期的な点検の必要性や注意すべき劣化の兆候についてセルフチェックできるような、先ほど御紹介いただきましたチェックリストにつきまして公表して周知啓発を図るとともに、相談体制の充実に努め、市民の皆様が自主的に安全確認に取り組んでいただける環境づくりを進めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

私は、擁壁をお持ちの方に対して定期点検や適切な維持管理を促すような、例えばチラシであったり、あるいは答弁にもありましたように市の広報紙やホームページを活用して擁壁について関心を持ってもらい、擁壁チェックシートなどを活用するなど、定期的に安全点検してもらう啓発活動は絶対必要だというふうに考えておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

あわせて、擁壁の所有者が法規制や安全基準など疑問があった際には、気軽に安心して担当窓口にご相談に行けるよう、体制整備にも努めていただきますことをお願いいたしまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、しんせいほんの森についてです。

しんせいほんの森は、来月4月に開館30周年を迎え、令和8年度は様々なイベントを計画されているとお聞きしました。文化庁が2024年9月に公表した令和5年度国語に関する世論調査によると、成人（16歳以上）の約3人に2人が月に一冊も本を読まないという結果が出ており、過去最高を記録しています。読書離れが進行する一番の要因は、スマートフォンやタブレット、パソコンの普及により、携帯やインターネット、SNSなどで簡単に情報を得ることに慣れてきたことにあると言われております。

しかし、実は今、大人の間で絵本がブームになっていることを御存じでしょうか。絵本を手にする大人が増えてきており、全国の書店では大人向け絵本コーナーが拡充されているとも聞きます。絵本は親子で読むだけでなく、大人が自分のために絵本を購入するケースが増えているとのことです。ストレスの多い生活の中で優しい言葉や絵に癒やされ、また社会的なテーマを含んだ作品から新しい学びを得られることが人気のようです。

今回、開館30周年記念のイベントを開催するに当たり、子どもたちを対象にしたイベントに加えて、親世代を対象にしたイベント、大人が図書館に来たくなるようなイベントの開催ができないだろうかと思いましたが、今回質問をさせていただきました。

それでは早速、1点目の質問をさせていただきます。

しんせいほんの森の利用状況や登録者数などの現状と課題につきましてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

しんせいほんの森の現状と課題についてお答えいたします。

市内には、主要な図書館施設として、しんせいほんの森及び根尾、本巢、糸貫公民館図書室があり、これらを合わせて約16万冊を所蔵しております。しんせいほんの森は、平成8年4月29日に開館し、昨年度までに延べ約210万人の方の来館者があり、年間平均で約7万2,400人の方々に御利用いただいております。

しかしながら、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による休館などの影響により、一時期、来館者数が新型コロナウイルス発生直前の約59%にまで減少した年もありました。その後、感染症対策の緩和に伴い、来館者数は徐々に回復し、令和6年度は5万5,571人の来館があり、新型コロナウイルス発症前の約77%まで回復いたしました。それに伴い、貸出冊数も増加しております。

しんせいほんの森の登録者数は、令和6年度には1万6,531人となっており、令和7年度12月末時点では1万6,695人に増加し、登録者数は微増加となっております。各公民館図書室の登録者数も少しずつ増えており、市内全体で1万9,672の方が登録されております。

貸出点数では、令和6年度11万2,966点の貸出しがあり、コロナ発生以降では最も多い数字となっております。そのうち児童書が42.7%となっており、一般の分類となる高校生以上では50%以上の貸出しがあります。

しかしながら、課題となるのは、カードを作成してもなかなか利用されていない方が一定数いることや、成人の新規登録者数が増えていないことです。

今後は、子どもから大人まで幅広い世代に御利用いただき、生涯学習につながるよう、施設情報やイベント情報を積極的に発信し、しんせいほんの森を中心に本に親しめる環境整備を進めてまいります。

[8番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

開館以降、昨年度までに延べ210万人が来館されており、一時期、新型コロナウイルス感染症拡大により減少するも、来館者数は回復傾向にあり、貸出冊数も増加していること、また課題については、カードを作成するも再利用されない方が一定数おられることや、成人の新規登録者が増えてい

ない状況であることが分かりました。

先ほども少し述べさせていただきましたが、令和8年度に開館30周年を迎えるしんせいほんの森、年間を通じて様々なイベントを計画されているとお聞きしました。

そこで、2点目の質問です。

30周年記念事業の計画についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

しんせいほんの森は、令和8年4月29日、開館30周年を迎えます。この節目に向けて、年間を通して利用者の方々に参加していただけるような事業を計画しております。

まず、4月の子どもの読書週間に合わせ、開館記念日にはしんせいほんの森のキャラクターをデザインした絵本作家であるかつらこ氏を招き、ジュニア司書と共に利用者が参加できるワークショップを計画しています。

さらに、年間を通して幾つかのイベントを予定しております。7月には「おはなし広場」、秋の読書週間には親子で参加できる企画、12月には「えいごの絵本おはなし会」などを行う予定です。また、大人の方々にも「私のおすすめ本」などを紹介する企画も検討しております。

加えて、各公民館図書室でもイベントを計画しています。糸貫公民館図書室では、リニューアルオープンに合わせて読み聞かせイベントを、根尾公民館図書室では朝の連続テレビ小説「ブラッサム」の放映に合わせて、宇野千代氏の作品コーナーを設置する予定です。

この節目を機に、子どもから大人までの幅広い世代の方がしんせいほんの森や公民館図書室に足を運んでいただけるよう、また鬼武みゆき氏の講演の文化ホール事業など、社会教育課が主催する事業とも関連づけながら30周年事業を展開してまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

しんせいほんの森では、4月の開館記念日には、しんせいほんの森のキャラクターをデザインされた絵本作家のかつらこ氏を招いてのワークショップ、7月には親子で参加できる「おはなし広場」、12月は「えいごの絵本おはなし会」の開催、また糸貫公民館図書館では、リニューアルオープンに合わせての読み聞かせ、根尾公民館図書館では、NHKの朝の連続テレビ小説「ブラッサム」の放送に合わせての宇野千代氏の作品コーナーの設置など、幅広い世代の方が図書館に来館してもらえるよう計画されていることが分かりました。

また、答弁の中に、大人向けの企画として「私のおすすめ本」を紹介するイベントがありました。先ほども少し述べましたが、今大人向けの絵本がブームということで、東京都千代田区では月に1度、大人向け絵本読書会というものが開かれています。私は、このような、ええっ、どうしたこと、それ何と思わせるような、また大人が興味・関心を引くような大人向け絵本読書会を開催してみてもどうでしょうか。

開館30周年ということは、親に連れられて3歳のときに初めて図書館に来た人であれば現在33歳、6歳のときに初めて図書館に来た人であれば現在36歳です。私は、こうした大人の方にもう一度図書館に来てもらいたいと思ってもらえるような企画を、少しむちゃぶりかもしれませんが、あえて読書離れが進んでいる若い世代の高校生に考えてもらってはどうかと思っています。大人が考えもしないような斬新な発想が出てくるかもしれません。

市内には岐阜工業高等専門学校や本巣松陽高校、岐阜第一高校の3校がございます。各高校に大人が図書館に来たくなるようなイベントを考えてもらい、それをプレゼンしていただく。今月はA高校、来月はB高校というように、発表の場自体をイベントにするという企画はどうでしょうか。

そこで、3点目の質問をさせていただきます。

市内の高校の企画による記念事業の実施についての見解をお伺いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それではお答えいたします。

本市では、令和元年度からジュニア司書養成講座を実施しており、現在まで178名の児童・生徒が受講しております。この講座は、毎年夏休みにしんせいほんの森において、市内の小・中学生を対象に開催しているもので、司書の仕事や本の分類方法などについて学ぶ機会を提供しております。受講後は、図書館のカウンター業務や本の紹介コーナーの設置など、実際の業務を体験しながら活動を続けております。

来年度に計画しております30周年記念事業においても、ジュニア司書の中からプロジェクトに参加を希望する児童・生徒を募集し、これまで数回にわたり企画会議を行ってきました。この中には養成講座の1期生も参加しており、現在は県内の大学に通いながらプロジェクトにも積極的に関わっております。

このように、子どもから大人まで幅広い世代が集まり、しんせいほんの森をより多くの方々に親しんでいただけるような企画を進めているところです。

また、しんせいほんの森では、市内の本巣松陽高校E S S部による読み聞かせを年間3回実施しております。同校においては、探究学習の一環として本巣学に取り組み、本巣市の情報発信事業を行っております。

今後、こうした既存の取組を踏まえるとともに、同校ともしっかりと連携を行いながら、高校生

からの新たな提案が出された場合には、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

また、松陽高校に限らず、市内のほかの学校から記念事業に関する提案があった場合においても、記念事業のほうに取り入れてまいりたいと考えております。

[8 番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○ 8 番（高橋時男君）

ありがとうございました。

30周年記念事業のプロジェクトチームに現役のジュニア司書や卒業生も含まれており、若い世代の意見や考えも取り入れて企画を進めておられるということが分かりました。

また、既に市内の本巢松陽高校とも連携をされ、読み聞かせの取組をされていることには驚嘆いたしました。

しんせいほんの森開館30周年を機に、今後さらに幅広い世代の方々に利用していただけるよう、引き続き魅力あるイベントの企画をお願いいたしまして、3つ目の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問は、旧真正分庁舎周辺の環境整備についてです。

旧真正分庁舎周辺には、真正中学校や真正公民館、しんせいほんの森、本巢市文化ホールや真正体育センター、真正テニスコートや犀川公園などの公共施設があり、またヒガンバナで有名となりましたフォトスポットでもありますやすらぎの林などがあり、そばには南北に犀川が流れています。

しんせいほんの森は図書館という知の拠点であり、真正公民館は市民相互の交流を図る絆の拠点、そして本巢市民文化ホールは、真桑文楽の上演や芸能大会の開催など文化の拠点と言えるのではないかと考えています。

私は、それぞれの拠点の施設が集結する真正地区のこのエリアをもっともっと人の集まる場所、にぎわいの場にしていけないだろうかとの思いから、今回この質問を取り上げさせていただきました。

現在、旧真正分庁舎には、もとす広域連合、もとす広域保護司会、文化協会、スポーツ協会、連合PTAの団体が入っていますが、まだ完全には埋まっていません。また、分庁舎の西側に位置する真正公民館は築50年以上、その南の真正体育センターは築40年以上が経過しており、両施設とも老朽化しています。そのそばを南北に流れている犀川は、泥の堆積により川底が浅くなっており、豪雨のときには西軽海地区の田畑は水没するなど浸水被害が発生しています。

昔の話で恐縮ですが、自分の子どもが小さい頃にこの犀川でいかだ下り大会があり、大声を出して声援した記憶を今でも鮮明に覚えています。当時の犀川は、泥の堆積はなく、川底は深く、今より川の流れもあったかと思えます。

そこで、まず1点目の質問をさせていただきます。

現在の犀川についての市の認識と対応についてお伺いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それではお答えいたします。

近年、大雨や集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨などによる災害が全国的に頻発しております。これに伴い、市が管理する河川におきましては、緊急浚渫推進事業や河川緊急自然災害防止対策事業を活用し、土砂のしゅんせつや河川整備に努めております。河川の流下断面の確保及び流下能力の向上を図ることにより、集中豪雨等による急激な水位上昇や洪水被害への対策を実施しているところでございます。

旧真正分庁舎周辺を流れる犀川につきましては、一般県道北方真正大野線より南側の区間が岐阜県の管理となっております。浸水状況といたしましては、岐阜関ヶ原線周辺での農地や道路への冠水を度々観測しております。大雨時には、水位状況を見て、冠水のおそれのある市道の通行止めを実施している状況でございます。

議員御指摘の、泥が堆積し、川底が浅いという状況の対応といたしましては、本巣市民文化ホール付近から下流において、川藻の繁茂とともに一部土砂が堆積しており、河道の断面を狭め、流下能力に影響を受けていると思われるため、県に除去を要望しているところであり、一部区間について、今年度の工事にて対応いただける旨を聞いております。掘削につきまして、継続して県のほうに要望してまいります。

なお、抜本的な対策である犀川の改修につきましては、下流側から順次進める計画となっております、現在瑞穂市の古橋地内で工事を実施している旨を県から伺っております。

以上のことから、下流側の整備を早期に完了し、一刻も早く本巣市内での事業着手をしていただけるよう県に要望しているところでございます。

今後も県と連携を図りながら、安全・安心な河川環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

既に、県には川藻、土砂の堆積の除去を要望していただいております、また一部の区間については今年度工事をしていただけるということで、ひとまずほっといたしました。

抜本的な改修工事については、現在古橋地内ということで、まだまだ先だなという感じはいたしますが、引き続き県に対し、一刻も早く本巣市内で工事着手ができるよう働きかけのほうもよろしくお願いをいたします。

次に、旧真正分庁舎についてです。

市役所が一本化となりまして既に約1年半が経過し、現在、旧真正分庁舎には5団体が入り利活用されていますが、完全とまでは言えません。

この施設の南側には、先ほど質問させていただきましたしんせいほんの森がございます。旧施設の設置目的と異なる利用するには用途変更という手続が必要となり、建築基準法や消防法に基づき、耐震や防災設備に関する基準が厳しくなるなど、様々な制約があることは重々承知をいたしておりますが、旧分庁舎の現在空いているスペースの一部を図書館と関連する空間として、例えばしんせいほんの森の分室や自習室、あるいはキッズスペースなどに利活用することはできないでしょうか。

ここで2点目の質問をさせていただきます。

旧真正分庁舎の利活用についての見解をお聞かせください。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

旧真正分庁舎につきましては、現在市史編さん事業を担当する職員のほか、議員も先ほど述べられましたとおり、もとす広域連合、もとす広域保護区保護司会、市文化協会、市スポーツ協会、市連合PTAの事務所として利用しております。

令和8年4月から、現在真正体育センターを利用している真桑井水など4つの土地改良区の事務局と、本単老人福祉センターを利用している4つの福祉団体事務局が事務所として利用するための移転準備を進めております。

これによりまして、1階の正面玄関から東の部分、2階の大会議室、3階は利用することとなりますが、1階の西部分と2階の元の教育委員会の事務所部分が空きスペースとなります。1階の西部分につきましては、真正公民館の分室としての利用や、市民や子どもなどが利用できる市民スペースとしての利用などについて、運用方法や必要となる改修費用も含めた検討をしている状況でございます。2階につきましても、他の施設で活動している団体の事務所など、利用方法について検討してまいります。

また、旧真正分庁舎を利用していくに当たりまして、本体部の建物は47年、増築部も28年経過していますので、各設備の老朽化に伴う更新等の課題もございます。特に、空調設備につきましては、老朽化に伴い故障も多くなっており、修繕する部品の調達も困難な状況でございます。近年の異常気象とも言える猛暑を考えると、空調設備の改修は早急に行う必要がありますので、令和8年度予算に空調設備リース料の債務負担行為を計上させていただいたところでございます。

旧真正分庁舎につきましては引き続き利用してまいりますので、空きスペースの利用について、関係部局や関係機関と調整を図りながら利用方法を検討し、必要な整備を進めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

この4月から新たに4つの土地改良区の事務局と4つの福祉団体事務局が事務所として入るということが分かりました。

1階の西部分についても、市民や子どもが利用できるスペースとして検討していただいているようですし、2階の空きスペースについても、他の施設で活動している団体の事務所として検討していくということで、施設をフル活用の方向で進めていただいているということが分かりました。

次に、真正公民館についてお伺いします。

現在、真正公民館は子ども食堂やスポ少の会合の場所として利用されていますが、築55年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。

3点目の質問をさせていただきます。

真正公民館の今後の計画についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、公民館の今後の計画についてお答えいたします。

真正公民館は、昭和45年に建設され、建設から55年が経過しております。現在、老朽化が進んでおり、屋根や壁にひび割れが見られるほか、電気設備や空調の不具合も発生しており、修繕を行いながら利用を続けている状況でございます。

個別施設計画に基づき、公民館の機能を今後どのように維持・移転していくかについて、周辺施設の活用可能性も含めて調査・検討を進めております。

具体的には、旧真正分庁舎や真正老人福祉センターなどの周辺施設について調べてきましたけれども、建築基準や耐火性能などの面から、現状のままでは公民館としての活用は難しい状況となっております。

現時点では、公民館機能をそのまま移転して利用する施設ではなくて、今後どのような形で地域の拠点を維持していくか検討を重ねている段階でございます。地域の方々のニーズを把握するとともに、周辺施設や民間施設の活用など、あらゆる選択肢について関係機関と連携しながら進めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

公民館機能を旧真正分庁舎や真正老人福祉センターに移転を検討するも、建築基準、耐火性能の面から移転は厳しいと。現状、公民館機能の移転先が決まっていない状況であることが分かりました。公民館機能そのものを検討する、見直しする時期が来ているのかもしれませんが。

しかしながら、先ほどの答弁にもありましたが、真正公民館は老朽化が進んでおり、至るところで不具合が生じている状況ですので、結論を先延ばしする余裕はございません。大変頭の痛い課題だとは思いますが、公民館機能、移転先の早期解決に向けて引き続き御尽力いただきますよう、よろしく願いをいたします。

私は、このエリアを人の集まる場所、市民の交流の場にすべく、例えば真正公民館を取壊し後は、そこを芝生広場にして、土・日には市民活動団体主導の下でフリーマーケットやイベントの開催など市民が集う交流、つながりの場にしていけたらなというふうに思っております。私は、この周辺はそれを実現できる絶好のエリアだと思っていますので、今後、にぎわいの場の創出に向け、微力ながら尽力してまいりたいと考えています。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月5日木曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時11分 散会